

袖ヶ浦市景観計画点検・評価

令和3年3月

袖 ヶ 浦 市

目次

1. 袖ヶ浦市景観計画について	2
(1) 景観計画の位置づけ	
(2) 景観計画の構成	
2. 景観計画の点検・評価について	5
(1) 景観計画に関連する主な取組の実施状況	
Ⅰ. 景観計画の運用	
Ⅱ. 地区等の指定	
Ⅲ. 景観まちづくりの推進	
Ⅳ. 景観まちづくりの支援	
(2) 市民・事業者アンケート結果から見る今後の景観まちづくり	
3. 点検・評価のまとめ	19
4. 検討経過	20

1. 袖ヶ浦市景観計画について

(1) 景観計画の位置づけ

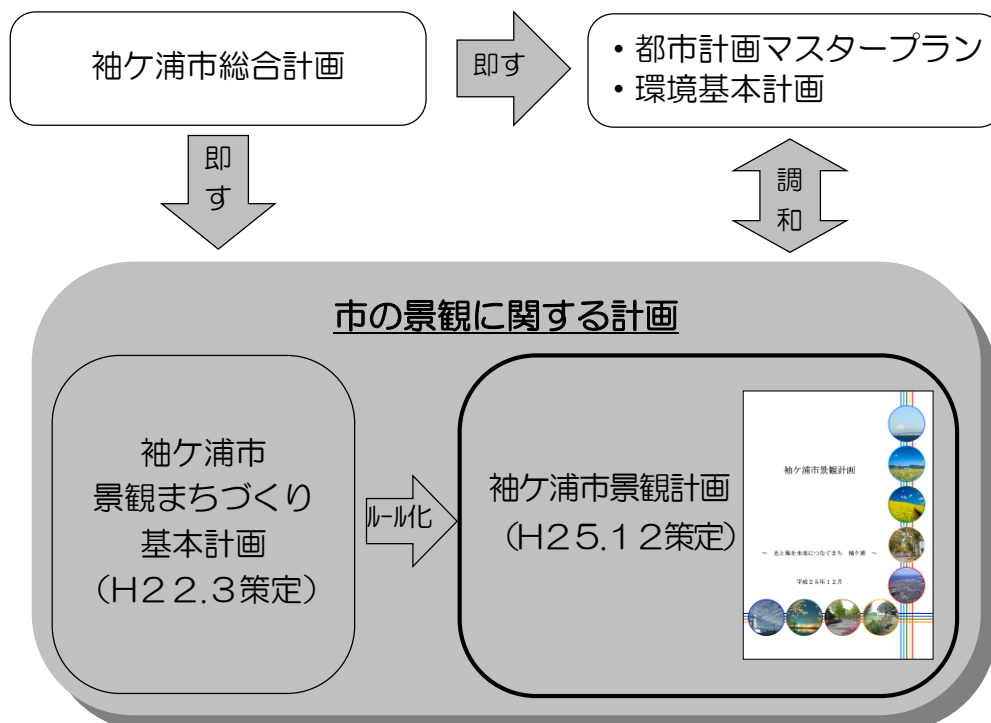
平成16年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、良好な景観の保全や、自然、歴史、文化などの地域資源や地域特性に応じた景観の形成といった、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。

本市においても、市民、事業者及び市が一体となり地域に愛着や誇りを持てるまちづくりを推進し、貴重な景観資源を守り、育み、創り出し、後世に引き継ぐため、平成22年3月に市の景観に関する基本的な考え方を示した「景観まちづくり基本計画」を策定しました。

更に、景観まちづくりを積極的に進めるため、平成23年4月に景観法第7条第1項に基づく景観行政団体となり、その後、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年12月に景観法第8条に基づく法定計画「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定しました。

景観計画は景観法や上位・関連計画における位置づけを明らかにするとともに、景観まちづくりの背景、地域の景観特性及び課題等から、景観まちづくりの目的や形成基準、市民・事業者及び市が一体となった景観まちづくりの推進について定めています。

○市の各種計画等との関係



（２）景観計画の構成

○基本理念

『光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦』

魅力あるまち並みや人々の輝きを「光」、豊かな自然や田園等の緑と様々な交流や地域のつながりを吹き渡る「風」として、光輝き風薫る袖ヶ浦を子供たちに受け継ぐまちづくりを進める。

○基本目標

①人と自然が調和する景観づくり

里山、森林、河川、海など、自然を大切にし、地域の宝として親しみ、身近に感じる景観まちづくりを目指す。

②人と人をつなぐ景観づくり

始まりは一人ひとりの取組でも、出会いが生まれ、仲間を広げ、共に創り育む、景観まちづくりを目指す。

③未来に伝える景観づくり

これまで受け継いできた本市の伝統、まち並み、自然環境等の価値を高め、より魅力あるものに育て、次世代へと継承していくことを目指す。

○基本方針

①育む：一人ひとりの行動・取組で育む景観づくり

身の回りでできることを大切に、自ら景観まちづくりに取り組む

②守る：歴史・自然により形成された景観の保全

景観まちづくりの土台となる歴史、自然を大切にする

③創る：市の特徴を活かした景観づくり

臨海部から丘陵部まで、広い視野に立って景観づくりする

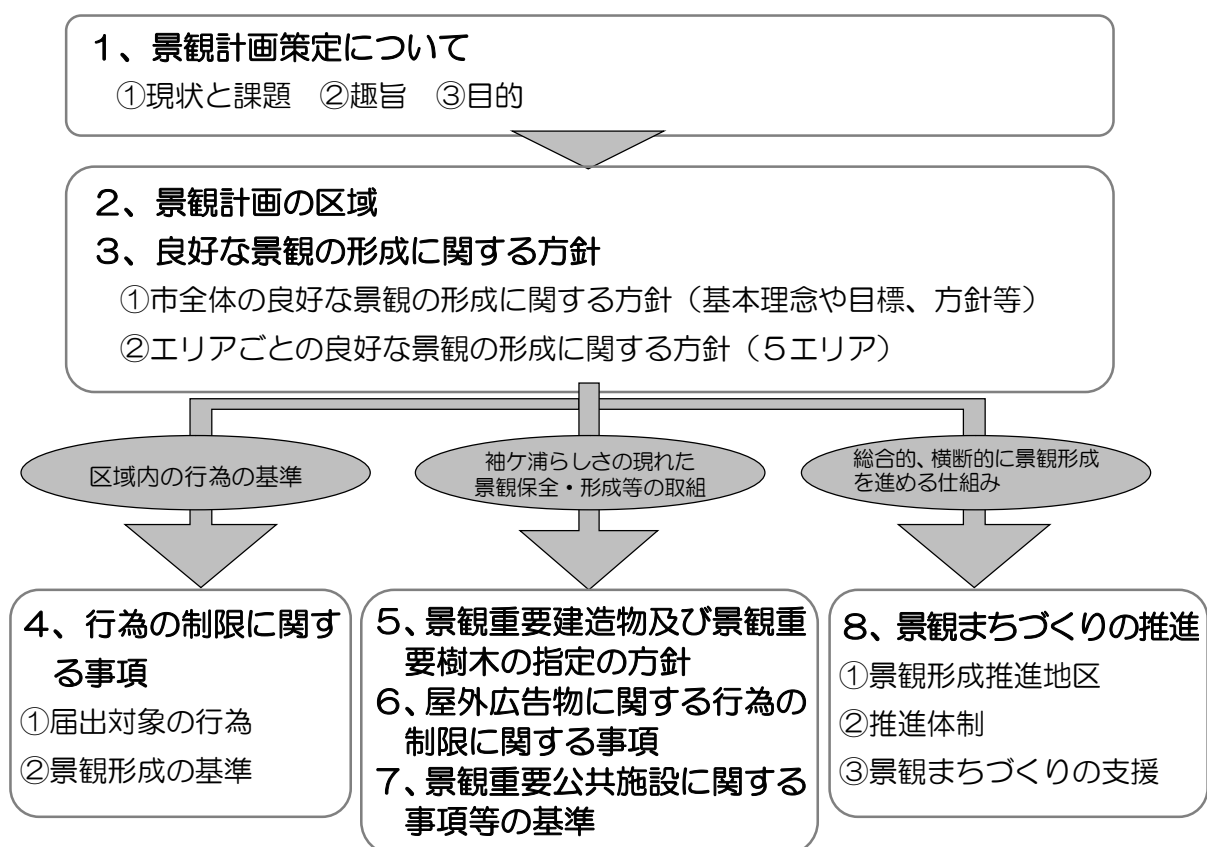
④学ぶ：景観まちづくりの学習

景観について学び、次世代へ伝える取組に参加する

○エリアごとの良好な景観の形成に関する方針

エリアごとの特徴や基本目標、基本方針に基づいて、市民、事業者及び市が良好な景観の形成を図るために配慮すべき事項として、建築物等の誘導及び地域に相応しい環境づくりのための方針をエリアごとに設定しています。なお、市内全域は5つのエリアに分類しています。

○景観計画の全体構成



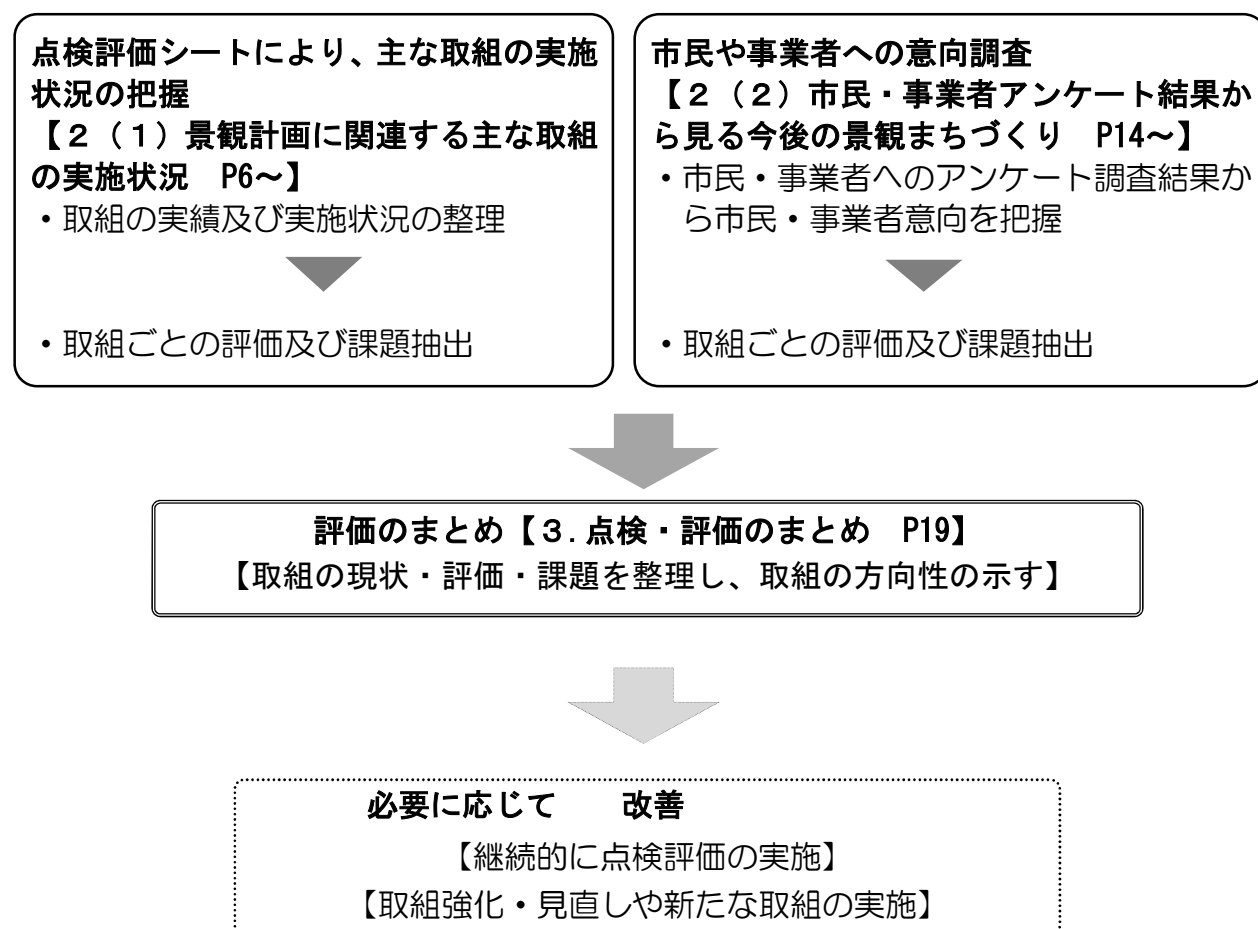
図：エリア図

2. 景観計画の点検・評価について

景観まちづくりの推進に当たっては、計画に掲げる基本理念を実現するため、計画に定めた取組を効率的・効果的に実施するとともに、取組による効果や方向性を必要に応じて確認することが重要です。

計画策定から6年が経過し、また前回（平成26年度～平成28年度）の点検評価から3年が経過したことから、過去3か年の取組の実施状況（平成29年度～令和元年度）と今年度実施した景観まちづくりに関する市民・事業者アンケート結果を基に、現在実施している取組の方向性を確認するため、点検・評価を行いました。

○点検・評価の方法



（１）景観計画に関連する主な取組の実施状況

景観計画に記載している主な４つの項目、１５の取組を対象とし、それぞれの実施状況を点検した上で、取組に対する評価を項目毎に取りまとめました。（令和元年度末時点の実施状況）

○景観計画に記載のある取組

項目	取組
Ⅰ．景観計画の運用	①良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
	②屋外広告物に関する行為の制限に関する事項
Ⅱ．地区等の指定	①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
	②景観重要公共施設の指定
	③景観形成推進地区の指定
Ⅲ．景観まちづくりの推進	①景観審議会の設置
	②景観アドバイザー制度の創設
	③景観整備機構の活用
	④庁内体制の確立
	⑤景観まちづくり市民会議の設置
Ⅳ．景観まちづくりの支援	①景観に関する意識啓発・情報提供
	②景観まちづくり活動の促進・支援
	③交流の機会づくり
	④景観まちづくり推進団体の認定
	⑤表彰制度

I. 景観計画の運用

取組の実施状況																													
項目	景観計画の運用																												
取組	①良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ②屋外広告物に関する行為の制限に関する事項																												
取組概要	良好な景観の形成に関する方針に基づき、周辺景観との調和や地域特性を活かした良好な景観形成に資するよう誘導する。 なお、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物の建築や屋外広告物の掲出等については、届出対象行為とし、良好な景観を阻害しないよう配慮すべき事項等を景観形成の基準として定めている。																												
取組の実績及び実施状況	平成26年度より景観条例及び景観計画を運用しており、過去3年では、届出件数が平均して約170件/年程度となっている。平成28年度に袖ヶ浦駅海側地区を景観形成推進地区に指定したことにより一般住宅や小売店舗などの届出が非常に多くなっている。 届出により、景観形成基準に沿った建築物等が建築され、周囲と調和した景観が形成されている。																												
	○届出件数の推移																												
	年度	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物																							
	H29 年度	183 (23)	163 (4)	1 (1)	18 (18)	1 (0)																							
H30 年度	177 (34)	154 (13)	5 (5)	16 (16)	2 (0)																								
R 元年度	165 (32)	145 (13)	4 (4)	15 (15)	1 (0)																								
※（ ）内は一般地区届出件数																													
<table><caption>届出件数の推移 (平成29年度～令和元年度)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>建築物</th><th>工作物</th><th>開発行為</th><th>屋外広告物</th><th>届出総数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成29年度</td><td>163</td><td>1</td><td>18</td><td>1</td><td>183</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>154</td><td>5</td><td>16</td><td>2</td><td>177</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>145</td><td>4</td><td>15</td><td>1</td><td>165</td></tr></tbody></table>						年度	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物	届出総数	平成29年度	163	1	18	1	183	平成30年度	154	5	16	2	177	令和元年度	145	4	15	1	165
年度	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物	届出総数																								
平成29年度	163	1	18	1	183																								
平成30年度	154	5	16	2	177																								
令和元年度	145	4	15	1	165																								
一般地区における広告色の使用に関する色彩基準について 企業の社章等を外壁に使用する場合、色彩基準に合致しない色の社章等は、掲出面積にかかわらず建築物の外壁に使用できませんでしたが、外壁の見付面積の1/20以内の範囲であれば、基準を超える色の使用を可能とするため、景観計画を変更した。(平成30年度 色彩基準の一部変更)																													

取組に対する評価	景観の届出制度については毎年度170件近い届出となり、着実に良好な景観形成を誘導することができた。 また、平成29年度に実施した点検・評価のまとめでは、「景観形成推進地区に指定した袖ヶ浦駅海側地区においては、本市の景観を形成する上で、拠点的な役割を担っていることから、継続的にきめ細やかな指導を図ります。」としているなか、袖ヶ浦駅海側地区における過去3年の届出件数は、毎年100件以上の届出となり、袖ヶ浦駅海側地区におけるきめ細やかな景観形成が図られた。  外壁の色彩に配慮した店舗  高さやデザインに配慮した風景 平成29年に実施した点検・評価では、色彩基準に合致しない色の社章等は、掲出面積にかかわらず建築物の外壁に使用できないことが運用上の課題とされていたが、外壁の見付面積の1/20の範囲内であれば基準範囲外の色も使用できるようにしたことで、周辺環境を阻害しない範囲で社章等の使用が可能となり、運用上の課題解決が図られた。   見付面積の1/20の範囲内で社章等を掲示している例
取組に対する課題	- 千葉県屋外広告物条例の禁止地域内に掲出できる広告物（道標・案内図板）について、景観の届出制度の周知、指導の強化 - 近年景観を阻害する要因となる太陽光設備等、現在届出の対象としていない行為について、景観への影響の現状把握

Ⅱ. 地区等の指定

取組の実施状況	
項目	地区等の指定
取組	①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 ②景観重要公共施設の指定 ③景観形成推進地区の指定
取組概要	①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物は景観重要建造物として、樹木については景観重要樹木として指定し、地域のシンボルとして維持、保全及び継承していく。 ②景観重要公共施設の指定 景観上重要な骨格となる道路、河川、都市公園を対象とし、公共施設管理者の同意のもと指定をする。 指定されると、公共施設管理者は占用や占有等について、景観上の観点を加味して運用する必要がある ③景観形成推進地区の指定 景観形成推進地区は、本市の景観を形成する上で、拠点的な役割を担っており、更に魅力ある景観づくりが望まれる特色を有している、重要度や緊急度の高い地区である。一般地区と区別することで、市全域を対象とした景観形成の基準に加えて、よりきめ細かく景観づくりを推進するための基準を地区の合意を得て設定する。
取組の実績及び実施状況	①景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 法光寺公園内及び袖ヶ浦駅海側地区内保全緑地のタブノキ 計6本を景観重要樹木に指定している。 ②景観重要公共施設の指定 【令和元年度】 ・ 袖ヶ浦公園を景観重要公共施設の指定候補に決定し、景観審議会の開催や景観アドバイザー制度の活用により、袖ヶ浦公園における景観形成に関する基準（案）を取りまとめた。 ③景観形成推進地区の指定 袖ヶ浦駅海側地区を景観形成推進地区に指定している。
取組に対する評価	地域のシンボルとして、市民に親しまれている袖ヶ浦公園を令和2年度に景観重要公共施設へ指定することで、園内の良好な景観の維持や周辺環境と調和した景観形成が見込まれる。※   園児が公園内を散策する様子 花菖蒲まつりの様子 ※令和2年12月25日に袖ヶ浦公園を景観重要公共施設に指定
取組に対する課題	- 台風や塩害など自然災害にも対処した景観重要樹木の適切な維持管理 - 景観重要公共施設として、袖ヶ浦公園の良好な景観の維持、向上を図るため、袖ヶ浦公園における占用許可等の基準の適正な運用 - 市街地整備と連携した景観形成推進地区等の新たな指定

Ⅲ. 景観まちづくりの推進

取組の実施状況	
項目	景観まちづくりの推進
取組	①景観審議会の設置 ②景観アドバイザー制度の創設 ③景観整備機構の活用 ④庁内体制の確立 ⑤景観まちづくり市民会議の設置
取組概要	①景観審議会の設置 景観行政を推進していく上で重要な事項である、市の良好な景観形成に関することや、勧告・変更命令等に関する事項などを専門的な立場から審議する目的で景観審議会を設置する。 ②景観アドバイザー制度の創設 届出制度の事前相談における建築物等の基準適合のための助言や、地区の景観まちづくりに関する助言など、専門的立場からの助言をいただくため、専門家によるアドバイザー制度を創設する。 ③景観整備機構の活用 景観法では、市民の中に入り積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観形成に取り組む市民を支援するために必要な事業実施を積極的に行う主体となるべく、公益法人や NPO 法人のうち適正なものを景観整備機構として指定ができる。 ④庁内体制の確立 公共施設整備、様々な分野のまちづくりにおける配慮、多様な市民活動の支援など効果的な景観まちづくりを行うために、庁内の連携及び調整を図る。また、各行政機関との協議・連携も図る。 ⑤景観まちづくり市民会議 景観計画に基づき、市が進める景観まちづくりの各種取組を協議し、必要な意見交換や提案を行うための組織として、景観まちづくり市民会議を設置している。
取組の実績及び実施状況	①景観審議会の設置 【平成29年度】 ・ 第1回景観審議会(景観計画の点検・評価について、景観まちづくりの取組等) ・ 第2回景観審議会(景観計画の点検・評価について) 【平成30年度】 ・ 第1回景観審議会(景観計画の色彩基準について) ・ 第2回景観審議会(景観計画の変更について(諮問)) 【令和元年度】 ・ 第1回景観審議会(景観重要公共施設の指定について) ・ 第2回景観審議会(景観重要公共施設における規制内容について、袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について) ②景観アドバイザー制度の創設 【平成30年度】 ・ 景観アドバイザーに景観計画の変更に伴う色彩基準の見直しについて相談 【令和元年度】 ・ 景観アドバイザーに景観重要公共施設の色彩基準等について相談 ③景観整備機構の活用 現在、本市における景観整備機構の指定がないことから、実績なし。 ④庁内体制の確立 【平成29年度】 ・ 第1回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観計画の点検・評価について)

	・ 第2回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観計画の点検・評価について) ・ 専門部会委員による景観まちづくり賞の審査 【平成30年度】 ・ 第1回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観計画の変更について) ・ 第2回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観重要公共施設の指定候補について) ・ 専門部会委員による景観まちづくり賞の審査 【令和元年度】 ・ 第1回都市整備基本計画等策定委員会(景観重要公共施設の指定候補について) ・ 第3回都市整備基本計画等策定委員会(景観重要公共施設における規制内容について) ・ 第1回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観重要公共施設の指定候補について) ・ 第2回都市整備基本計画等策定委員会専門部会(景観重要公共施設における規制内容について) ・ 専門部会委員による景観まちづくり賞の審査 ⑤景観まちづくり市民会議 【平成30年度】 ・ 景観まちづくり市民会議 《景観まちづくりの推進について 他》
取組に対する評価	①景観審議会の設置 毎年度、2回の景観審議会を開催し、色彩基準の見直しや景観重要公共施設の指定などに関する意見や助言をいただき、取組施策を計画的に進めることができた。 ②景観アドバイザー制度の創設 景観アドバイザー制度を活用し、専門的立場からの助言を得ることで、基準を取りまとめる際の参考にすることができた。 ③景観整備機構の活用 景観整備機構による景観まちづくりの先進事例等を調査し、本市における景観整備機構を活用した景観まちづくりの可能性について検討する必要がある。 ④庁内体制の確立 庁内体制については、都市整備基本計画等策定委員会や同専門部会の開催により、各分野の担当部署との情報交換や意見を伺い、施策を進める際の参考とすることができた。 ⑤景観まちづくり市民会議 平成30年度に景観まちづくり市民会議を開催し、違反広告物除去活動推進団体や景観まちづくり推進団体の代表者など、景観まちづくりに携わる方々から、景観まちづくりに関する様々な意見をいただくことができた。  景観審議会の様子  景観まちづくり市民会議の様子
取組に対する課題	・ 景観まちづくり市民会議等の市民参画の機会と景観まちづくり推進への活用 ・ 公益法人やNPO等の景観整備機構の活用による景観まちづくりの推進

Ⅳ. 景観まちづくりの支援

取組の実施状況	
項目	景観まちづくりの支援
取組	①景観に関する意識啓発・情報提供 ②景観まちづくり活動の促進・支援 ③交流の機会づくり ④景観まちづくり推進団体の認定 ⑤表彰制度
取組概要	①景観に関する意識啓発・情報提供 景観に関する意識の向上や情報提供を広く行うために、市ホームページや広報、自治会等への回覧により景観まちづくり活動を行っている方の紹介や関連情報の提供を行う。 また、講座の開設、ワークショップの開催や講演会など継続的に景観まちづくりについて市民等が学習する機会を設ける。 ②景観まちづくり活動の促進・支援 現在、市内では清掃美化活動や花植活動など、自主的に景観まちづくりに取組を行っている団体が多数あり、今後このような活動が市内全域に広がっていくよう、促進・支援策を充実する。 ③交流の機会づくり 景観まちづくりに関心を持つ市民や事業者が、気軽に景観まちづくりに取り組めるよう、地域の景観資源や市民や事業者の活動など景観まちづくりに関わる情報を市ホームページや広報等により発信する。 また、景観まちづくり活動を行っている市民や事業者同士が、情報交換や交流を図ることができる環境を整える。 ④景観まちづくり推進団体の認定 景観まちづくり活動を自主的に行う一定の要件を満たす市民団体を「景観まちづくり推進団体」として認定する。 また、景観まちづくり推進団体の活動を支援するために、情報の提供などを行うとともに、活動内容を広く周知することで、団体同士が交流し、互いに連携することで、多面的な景観まちづくりを推進する。 ⑤表彰制度 景観まちづくりを広げていくため、地域の景観形成に貢献している市民・NPO・事業者等の取組等を募集し、模範とすべきものを表彰する。
取組の実績及び実施状況	①景観に関する意識啓発・情報提供 広報・ホームページ・景観まちだより等により景観に関する意識向上や情報提供 ②景観まちづくり活動の促進・支援 景観まちづくり団体の活動を広報やホームページ等で情報発信し、ボランティア活動の支援を実施 ③交流の機会づくり 平成30年度・・・景観まちづくり市民会議、景観まち歩きを開催 ④景観まちづくり推進団体の認定 平成29年度・・・1団体認定 計7団体 平成30年度・・・1団体認定 計8団体 令和元年度・・・1団体脱退 計7団体 ⑤表彰制度 平成29年度・・・景観まちづくり賞の実施（5名受賞） 平成30年度・・・景観まちづくり賞の実施（4団体受賞） 令和元年度・・・景観まちづくり賞の実施（7団体受賞）

取組に対する評価	①景観に関する意識啓発・情報提供 広報・ホームページ・景観まちだより等により、景観まちづくり活動を行っている団体の紹介や関連情報の提供を行い、景観についての意識啓発が図られた。 ②景観まちづくり活動の促進・支援 景観まちづくり活動を市内全域に広げていくため、団体の活動を広報やホームページ等で情報発信し、またスコップ等の消耗品を補助することで、活動の促進・支援が図られた。 ③交流の機会づくり 景観まちづくり市民会議や景観まちあるきを開催することで、景観まちづくり活動を行っている市民との情報交換や交流が図られた。 ④景観まちづくり推進団体の認定 近年、担い手不足や推進団体の高齢化等の課題がある中、推進団体の認定数の維持が図られた。 ⑤表彰制度 景観まちづくり賞については、平成２９年度に市内のすぐれた眺望ポイントから撮影した作品（写真）を、平成３０年度・令和元年度は、地域の景観形成に貢献している取組などを募集し、景観に優れた作品や良好な景観の形成に貢献している模範的な取組を表彰、紹介することで、景観についての意識啓発が図られた。  景観まちづくり推進団体による清掃美化活動や花植活動
取組に対する課題	・ 景観まちづくりの認知度の更なる向上 ・ 各種活動団体の高齢化と担い手不足による団体活動の継続 ・ 新たな景観まちづくり活動の創出

(2) 市民・事業者アンケート結果から見る今後の景観まちづくり

令和２年度に袖ケ浦市景観計画の点検・評価の実施に当たり、市民・事業者の意向を把握すべく景観まちづくりに関する市民・事業者アンケートを実施しました。

アンケートでは、景観に対する意識やまち並みの変化、ルールに関連する設問を設けており、その結果から見えた取組における考察をまとめました。

○市民アンケート調査

・調査概要

対象者：市民２，０００人

一般地区（１，１００人）：袖ケ浦駅海側地区以外の地区

袖ケ浦駅海側地区（９００人）：景観形成推進地区の指定地区

回収結果：全 体 ４７．１％（９４１件）

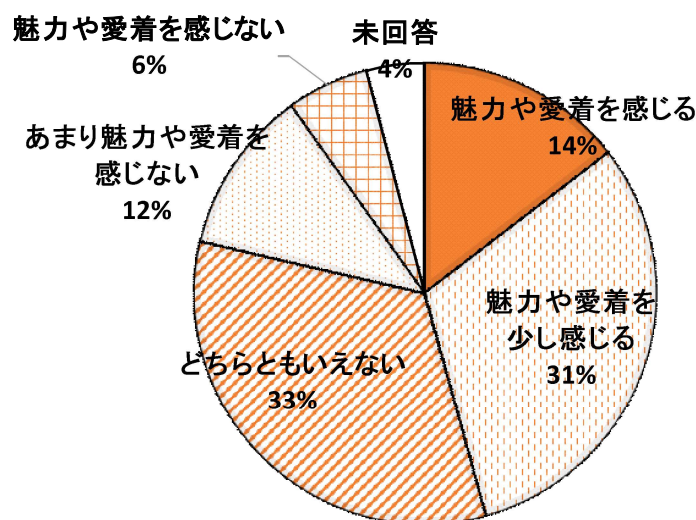
一 般 地 区 ４２．６％（４６９件）

袖ケ浦駅海側地区 ５２．４％（４７２件）

※詳細については資料①を参照。

○市民アンケート調査結果

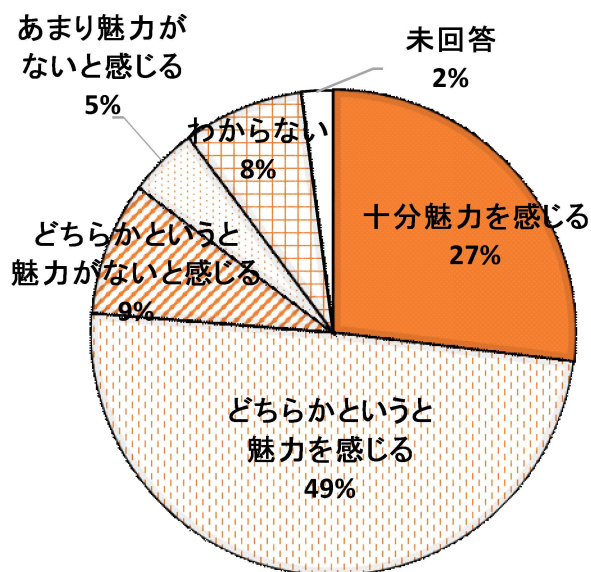
１ 本市の景観に魅力や愛着を感じていますか。（１つだけ選択）



平成２３年のアンケート結果
魅力や愛着を感じる・・・２１％
魅力や愛着を少し感じる・・・３８％
どちらともいえない・・・１９％
あまり魅力や愛着を感じない・・・１０％
魅力や愛着を感じない・・・４％
未回答・・・８％

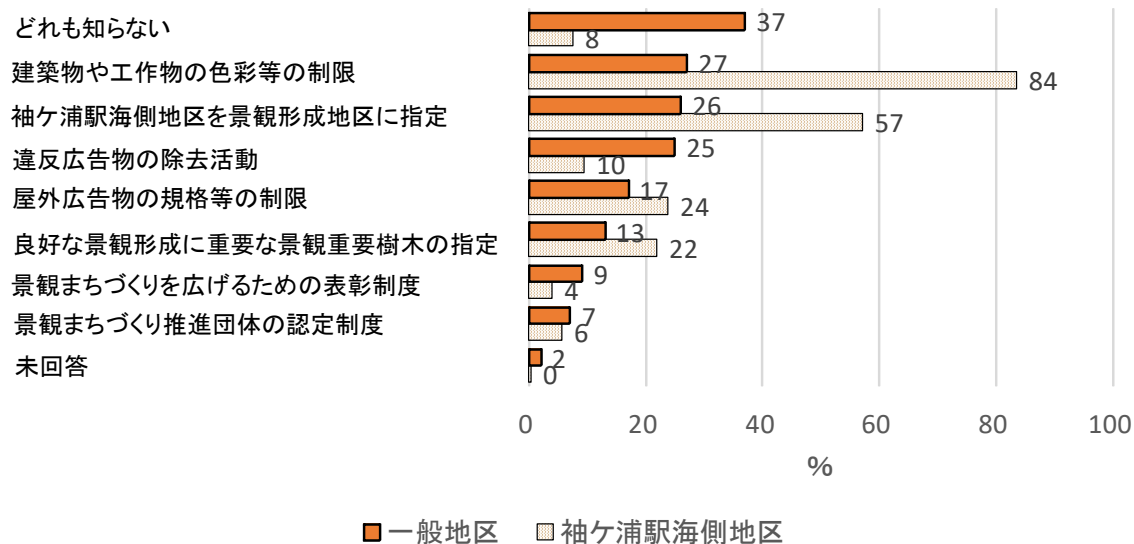
- ・ 袖ケ浦市の景観に魅力や愛着を感じている方は４５％となっています。
- ・ 前回平成２３年度の結果と比較すると、魅力を感じている方は１４ポイント減少しています。

2 景観形成推進地区に指定した袖ヶ浦駅海側地区の景観について、どのような印象をお持ちですか。（1 つだけ選択）



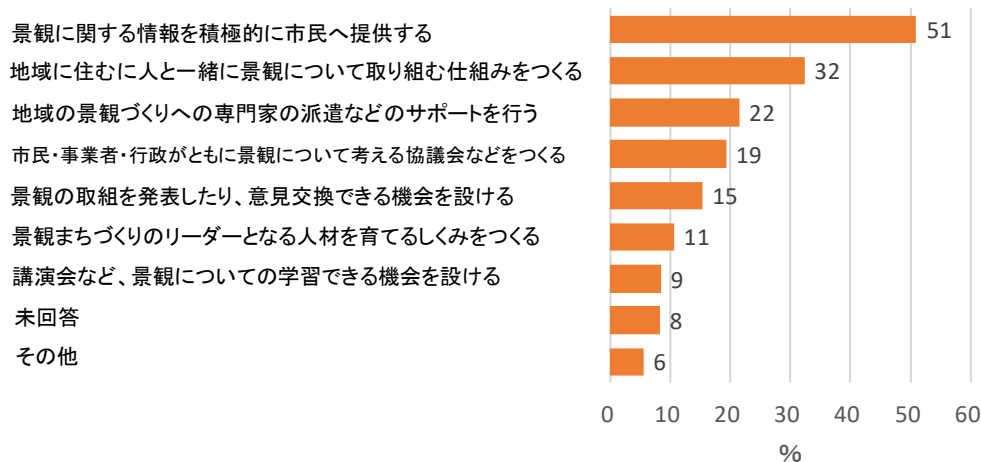
- ・ 袖ヶ浦駅海側地区では、76%の方がご自身の住んでいる地区の景観に魅力を感じていることがわかります。

3 本市では、景観に関する取組を進めておりますが、次の中からご存じの取り組みを選んでください。（複数選択）



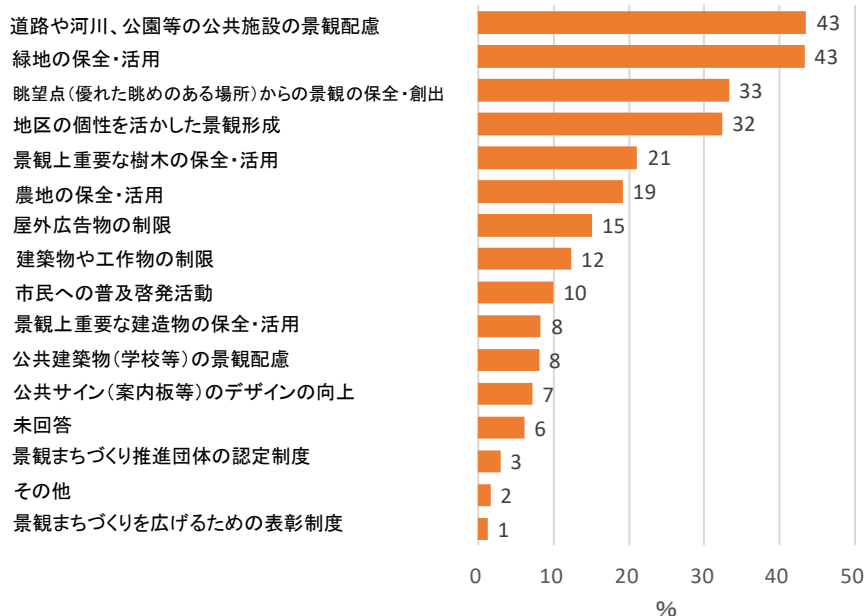
- ・ 一般地区及び袖ヶ浦駅海側地区ともに、「建築物や工作物の色彩等の制限」や「景観形成推進地区の指定」が回答の上位を占めており、本市の景観施策の重要な要素である色彩等の制限や景観形成推進地区については、比較的多くの方に知っていただけていることがわかります。
- ・ 一般地区では、「どれも知らない」と回答した方の割合が37%と比較的高い結果となり、普及・啓発活動が今後の課題となります。

4 市民が景観まちづくりを実践していくために、今後どのような支援策があったらいいと思いますか。(2つまで選択)



- 支援策として、積極的な情報提供（51%）や一緒に取り組む仕組み（32%）が求められています。
- また、地域の景観づくりへの専門家の派遣などのサポート（22%）や市民・事業者・行政がともに景観を考える協議会等をつくる（19%）の支援策も求められており、景観づくりへの意欲が高まっています。

5 良好な景観を形成していくため、今後どのような取組を強化するとよいと思いますか。(3つまで選択)



- 今後の取組の強化については、道路や河川、公園等の公共施設の景観配慮（43%）や緑地の保全・活用（43%）の強化が求められています。
- また、眺望点からの景観の保全・創出（33%）や地区の個性を活かした景観形成（32%）の強化が求められています。

○事業者アンケート調査

・調査概要

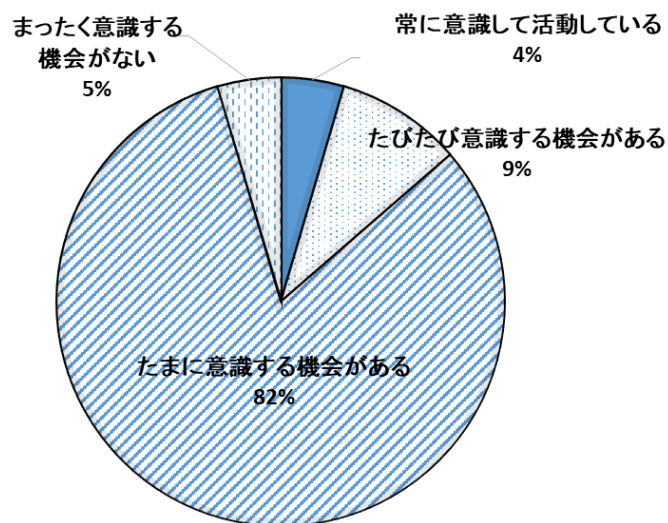
対象者：市内事業者63社（袖ヶ浦工場連絡会59社、袖ヶ浦駅海側地区4社）

回収結果：34.9%（22社）

※詳細については、[資料②](#)を参照。

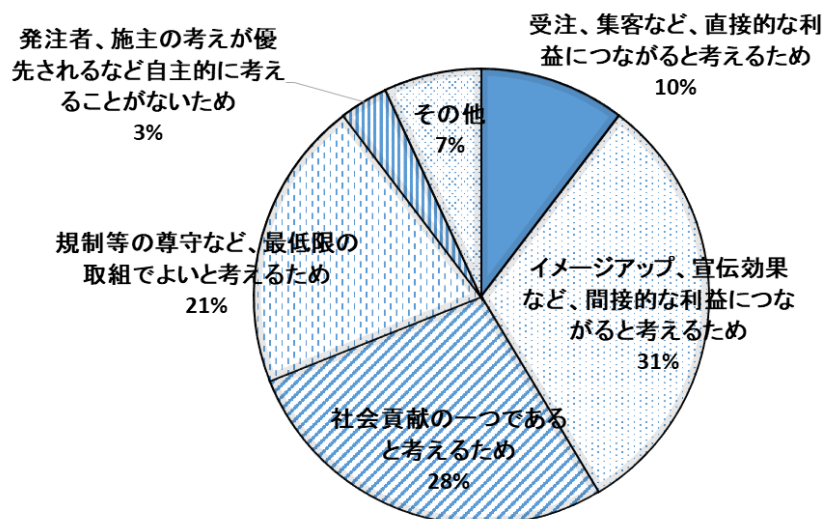
○事業者アンケート調査結果

1 日々の事業活動において、景観（街並みや自然等）をどのくらい意識する機会がありますか。（1つだけ選択）。



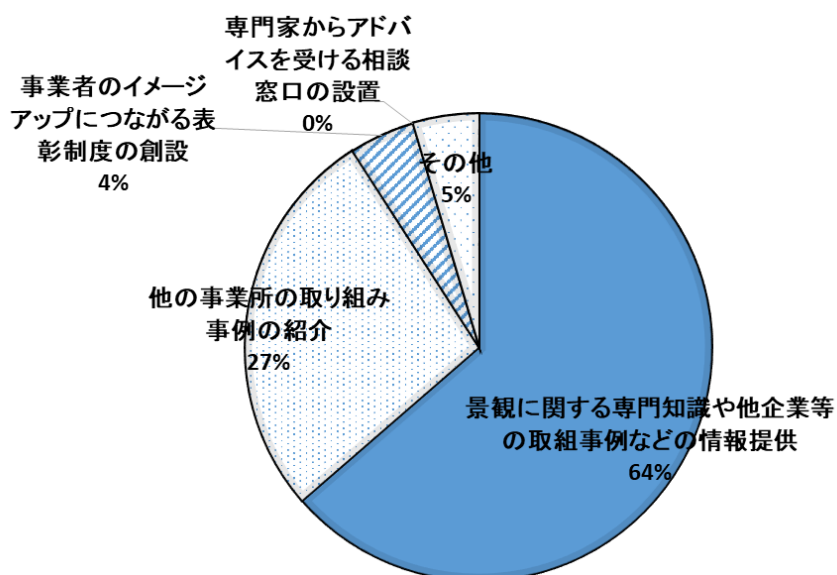
- ・ 95%の事業者が日々の事業活動において景観を意識していることがわかります。

2 前問のようにお答えになったのはなぜですか。その理由として、次の中からあてはまる番号にすべて○印をつけてください。



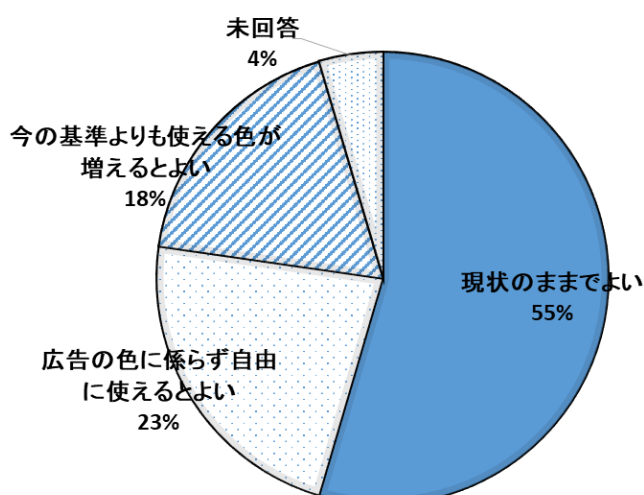
- ・ 景観を意識する理由としては、イメージアップ・宣伝効果などの間接的な利益や社会貢献を理由としている事業者が59%を占めています。

3 今後、貴事業所が地域の景観の向上に対して、一層取組を活発にするためには、行政としてどのような施策が有効とお考えですか。（1つだけ選択）



- 64%の事業者が「景観に関する専門知識や他企業等の取組事例などの情報提供」、27%の事業者が「取組事例の紹介」と回答しており、多くの事業者が景観知識の情報提供を必要としています。

4 店舗などの建築物に社章（企業ロゴ）などの広告を設置する場合は、落ち着いた外観になるように景観形成を図っています。社章（企業ロゴ）などの広告を設置する基準について、本市の良好な景観形成を踏まえて、次の中からあてはまる番号を1つ選んで、番号に○印をつけてください。



- 店舗などの建築物に社章（企業ロゴ）などの広告を設置する際の色の基準については、55%の事業者が「現状の基準のままでよい」と回答しています。

3. 点検・評価のまとめ

袖ヶ浦市景観計画に示されている良好な景観の形成に関する方針を実現するため、様々な具体的施策が概ね計画どおりに実施され、計画に定めた取組による一定の効果が確認できました。

アンケート結果から得られた市民・事業者の意見と景観まちづくりの方向性についても、概ね合致しています。

- ① 取組の実績としては、前回の平成29年度に実施した点検・評価において主な課題となった、企業の社章等をアクセントで建物の外壁に使用する際の色彩基準について、外壁の見付面積の1/20の範囲内であれば基準範囲外の色も使用できるようにすることで、周辺環境を阻害しない範囲で良好な景観形成に配慮した社章等広告の設置を可能としました。

- ② 本市の重要施策でもある景観形成推進地区に指定している袖ヶ浦駅海側地区の景観まちづくりについては、継続的にきめ細やかな誘導を図り、市民からも親しまれる景観まちづくりを推進することができました。

また、多くの方が利用する袖ヶ浦公園の景観については、地域のシンボルとして広く認知されており、良好な景観の維持・保全を図るため、袖ヶ浦公園を景観重要公共施設とする計画をとりまとめ、令和2年12月の指定を実現することができました。

今後も景観計画に示されている良好な景観の形成に関する方針に沿って、各分野の施策を継続して取り組みます。

- ③ 今回、実施した取組の点検結果の課題については、効果的な対策を検討し、更なる景観まちづくりの推進を図ります。

特に、本市の実施している取組の認知度を高めるため、SNS等を利用した情報発信やイベントなどにおけるPR活動など積極的な普及・啓発活動を図ります。

また、一般地区においても良好な景観形成を感じるような取組として、景観形成推進地区等の新たな指定について、検討します。

4. 検討経過

時期	事項	内容
令和2年4月～5月	点検評価の実施方針の策定	
5月中旬	都市整備基本計画等策定委員会 第1回専門部会（書面会議）	点検評価の概要説明、方針案について
6月2日	第1回都市整備基本計画等策定委員会	点検評価の概要説明、方針案について
6月～	点検評価（案）の策定作業 アンケート調査票作成作業	
9月1日～23日	市民アンケート調査の実施	
10月29日～ 11月20日	事業者アンケート調査の実施	
11月25日	第1回景観審議会	点検評価の現状報告
～12月末	点検評価（案）のまとめ	
令和3年2月上旬	都市整備基本計画等策定委員会 第3回専門部会（書面会議）	点検評価（案）について
2月下旬	第3回都市整備基本計画等策定委員会（書面会議）	点検評価（案）について
3月上旬	景観審議会への意見照会	点検評価について
3月末	点検評価結果の公表	

景観まちづくりに関する市民アンケート結果（令和2年9月）

1 実施概要

（１）調査目的

本市は、景観まちづくりを積極的に進めるため、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年12月に景観法第8条に基づく法定計画「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定しました。

この度、景観計画の策定から6年が経過し、様々な取組が実施されていることから、市民の景観に対する意識やまち並みの変化に対する意見等を伺い、今後の景観行政の基礎資料にするための目的に実施したものです。

（２）対象者

令和2年8月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出した、
満20歳以上の市民2,000人

一般地区（1,100人）：袖ヶ浦駅海側地区以外の地区

袖ヶ浦駅海側地区（900人）：景観形成推進地区の指定地区

（３）調査方法

郵送による配布・回収

（４）調査期間

令和2年9月1日～9月23日

（５）回収結果

全 体	47.1%（941件）
一般地区	42.6%（469件）
袖ヶ浦駅海側地区	52.4%（472件）

（６）市民への周知

広報そでがうら9/1号への掲載

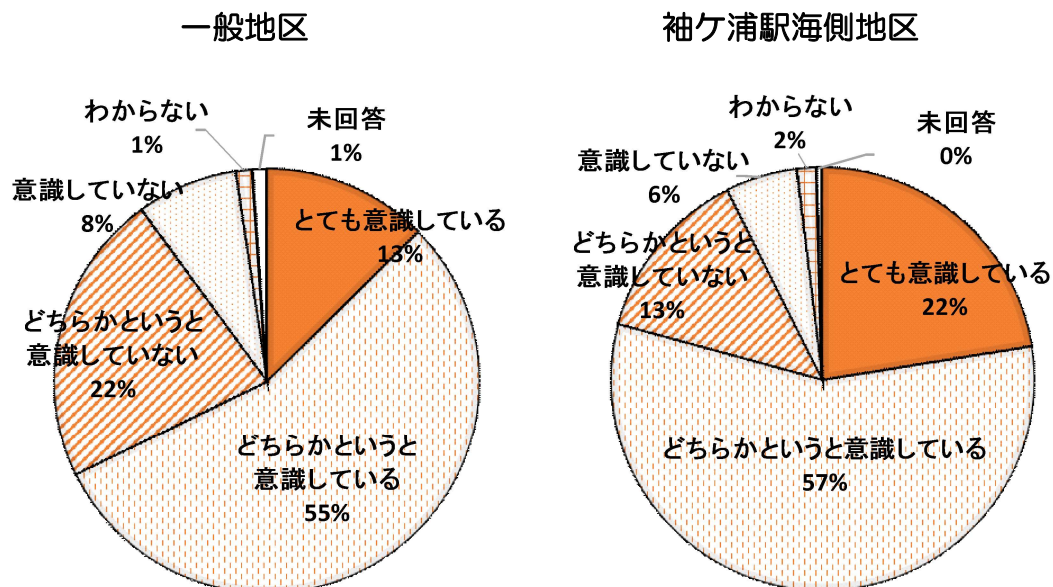
（７）注意事項

複数(マルチ)選択回答の設問で選択肢ごとの回答率(%)を算出する場合は、回答数(回収数)を全体数(母数)として算出しているため、合計値が100%を超える。

2 調査結果

1 身近な景観について（共通）

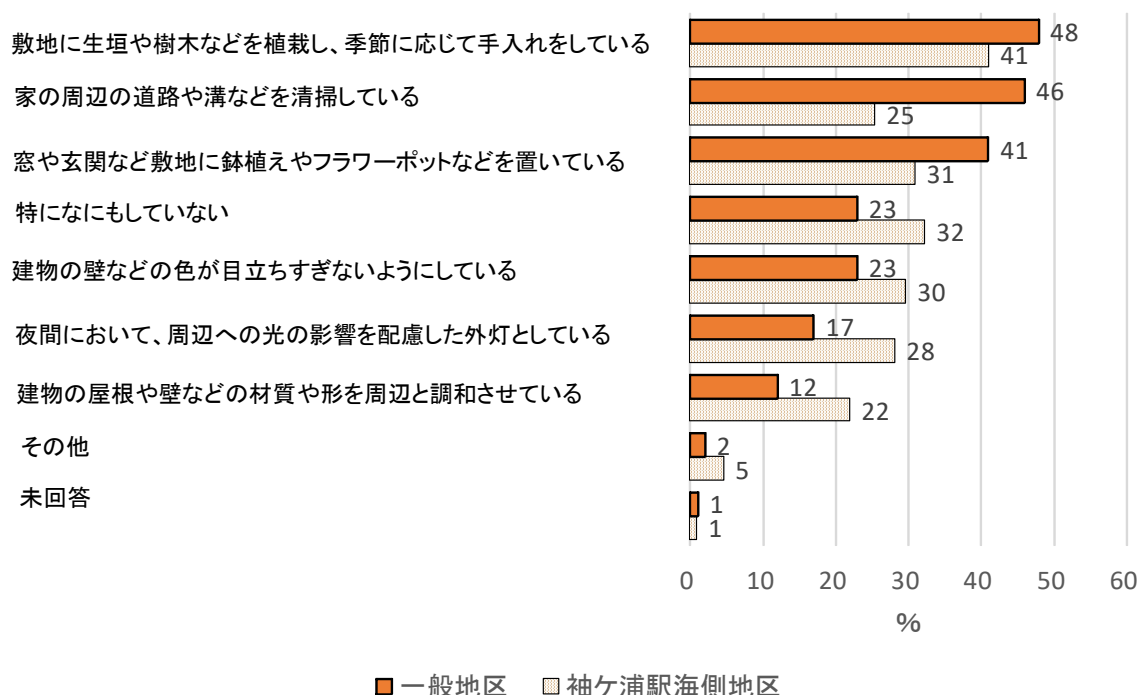
問1-1：あなたは、毎日の生活の中で、どのくらい景観を意識していますか。（1つだけ選択）



選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
とても意識している	59（13%）	106（22%）
どちらかという意識している	259（55%）	268（57%）
どちらかという意識していない	104（22%）	63（13%）
意識していない	36（8%）	26（6%）
わからない	6（1%）	7（2%）
未回答	5（1%）	2（0%）
合計	469（100%）	472（100%）

- 一般地区では68%、袖ヶ浦駅海側地区では79%と、普段から景観を意識している方が多くいることがわかります。
- 袖ヶ浦駅海側地区では、「とても意識している方」が一般地区よりも多い結果となっています。

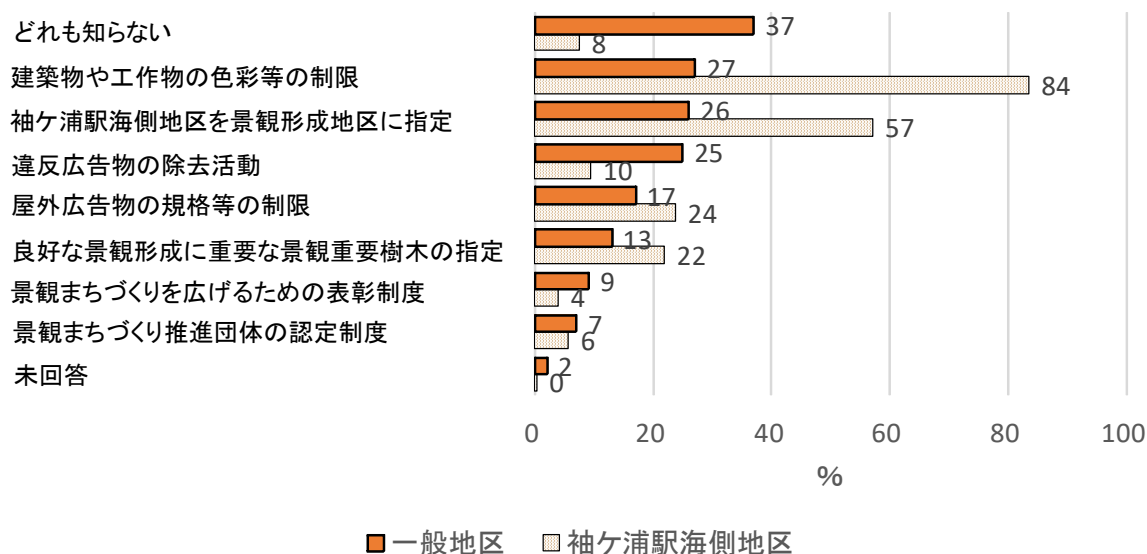
問 1-2：ご自分の住まいやその周辺の景観（環境）をよくするために、何か工夫をされていますか。（複数選択）



選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
敷地に生垣や樹木などを植栽し、季節に応じて手入れをしている	224(48%)	194 (41%)
家の周辺の道路や溝などを清掃している	215(46%)	120 (25%)
窓や玄関など敷地に鉢植えやフラワーポットなどを置いている	193(41%)	146 (31%)
特になにもしていない	108(23%)	152 (32%)
建物の壁などの色が目立ちすぎないようにしている	106(23%)	140 (30%)
夜間において、周辺への光の影響に配慮した外灯としている	81 (17%)	133 (28%)
建物の屋根や壁などの材質や形を周辺と調和させている	54 (12%)	104 (22%)
その他	10 (2%)	22 (5%)
未回答	6 (1%)	4 (1%)
合計	997	1015

- 一般地区及び袖ヶ浦駅海側地区ともに、「敷地に生垣や樹木などを植栽し、季節に応じて手入れをしている」の回答数が最も多く、また道路や溝の清掃や敷地内の鉢植えやフラワーポットなどにより、周辺の住環境を良好にするための取組が多く行われています。

問 1-3：本市では、景観に関する取り組みを進めておりますが、次の中からご存じの取り組みを選んでください。（複数選択）

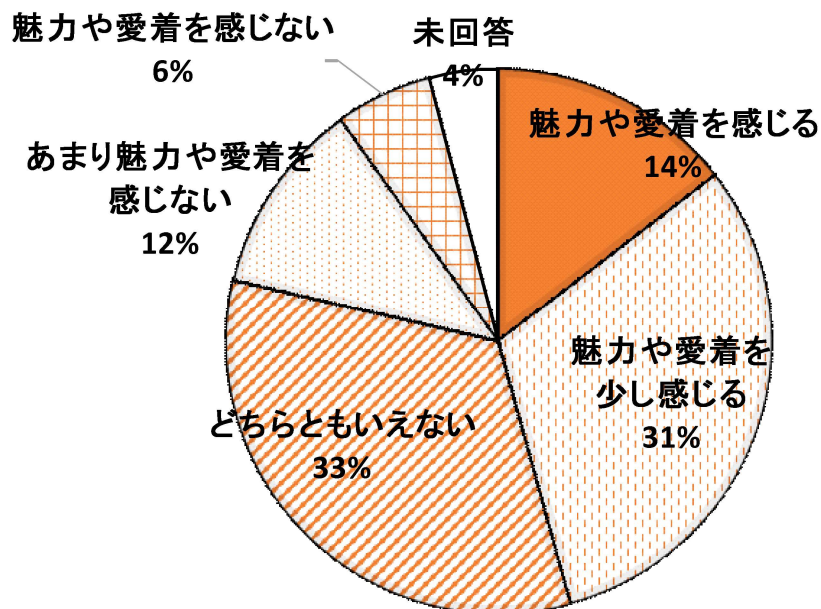


選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
どれも知らない	175（37%）	36（8%）
建築物や工作物の色彩等の制限	128（27%）	395（84%）
袖ヶ浦駅海側地区を景観形成推進地区に指定	121（26%）	270（57%）
違反屋外広告物の除去活動	119（25%）	45（10%）
屋外広告物の規格等の制限	78（17%）	113（24%）
良好な景観形成に重要な景観重要樹木の指定	60（13%）	104（22%）
景観まちづくりを広げるための表彰制度	44（9%）	19（4%）
景観まちづくり推進団体の認定制度	32（7%）	27（6%）
未回答	8（2%）	2（0%）
合計	765	1 011

- 一般地区及び袖ヶ浦駅海側地区ともに、「建築物や工作物の色彩等の制限」や「景観形成推進地区の指定」が回答の上位を占めており、本市の景観施策の重要な要素である色彩等の制限や景観形成推進地区については、比較的多くの方に知っていただけていることがわかります。
- 一般地区では、「どれも知らない」と回答した方の割合が37%と比較的高い結果となり、普及・啓発活動が今後の課題となります。

2 本市の景観について（一般地区）

問2-1：本市の景観に魅力や愛着を感じていますか。（1つだけ選択）

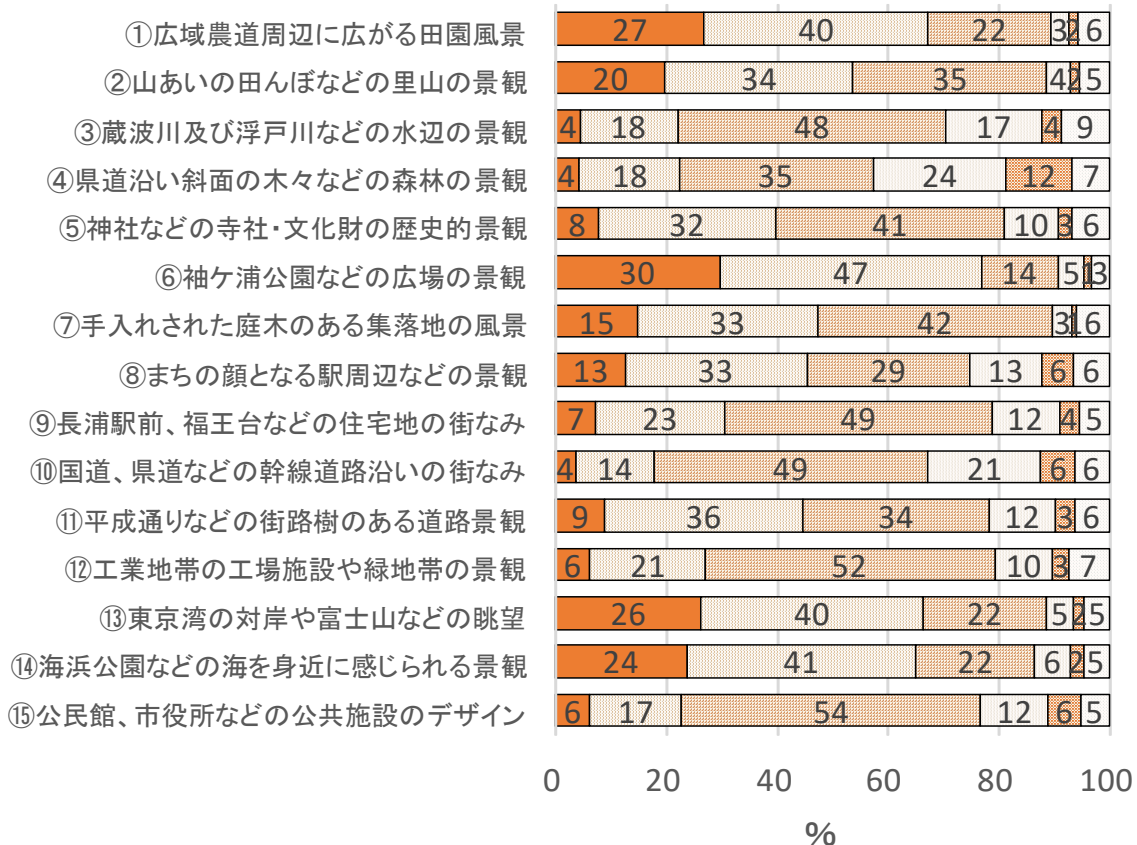


選択肢	回答数	割合	前回調査 (H23)
魅力や愛着を感じる	68	14%	21%
魅力や愛着を少し感じる	146	31%	38%
どちらともいえない	155	33%	19%
あまり魅力や愛着を感じない	54	12%	10%
魅力や愛着を感じない	27	6%	4%
未回答	19	4%	8%
合計	469	100%	100%

- ・ 袖ヶ浦の景観に魅力や愛着を少しでも感じている方は45%となっています。
- ・ 前回平成23年度の結果と比較すると、魅力を感じている方は14ポイント減少しています。

問2-2：本市の景観について、**現状の満足度**と**今後の重要度**をお答えください。
現状の満足度をどのように評価しているのか、今後の景観づくりにおいてどの程度重要か、それぞれ1つ選んで、該当する欄に○印をつけてください。

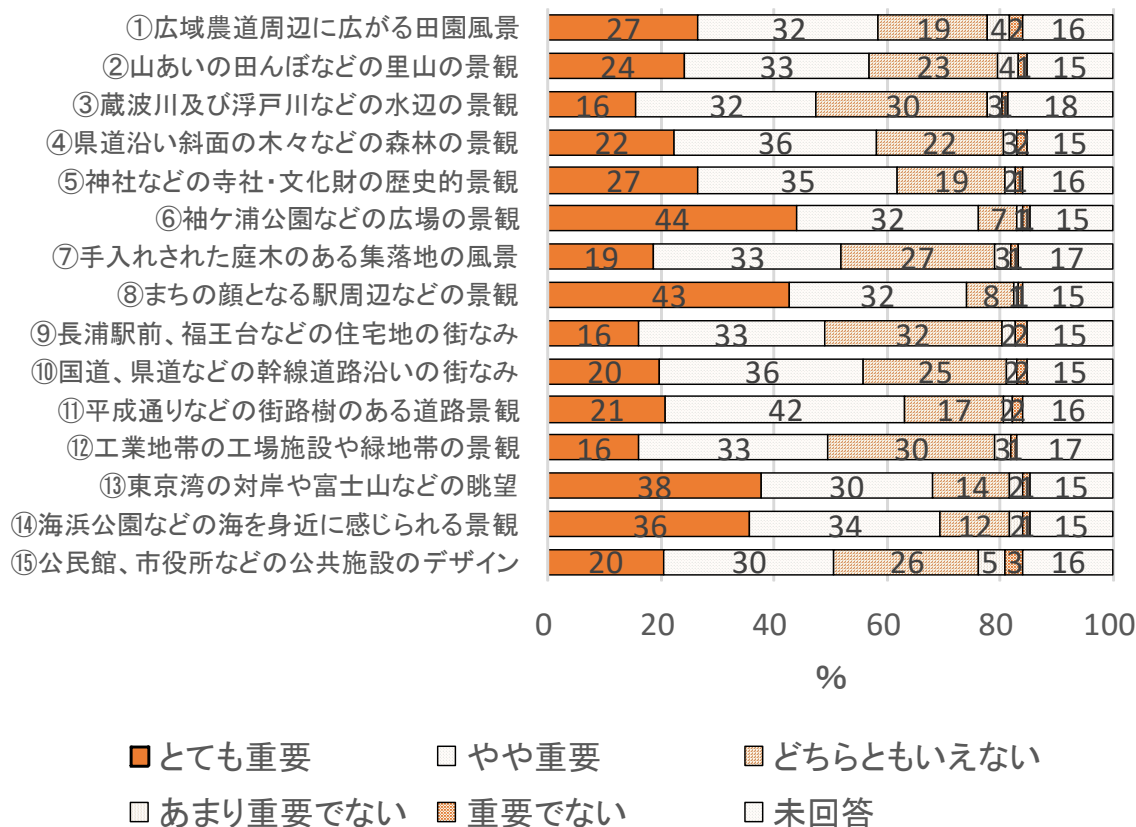
○現状の満足度について



■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない □ やや不満 ■ 不満 □ 未回答

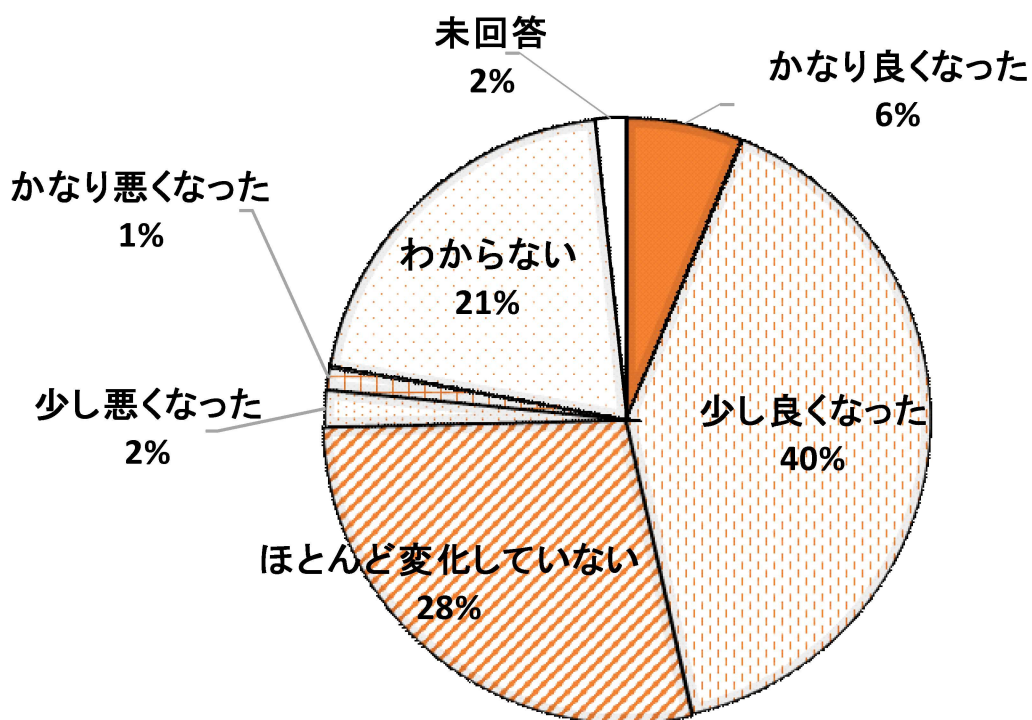
- ・⑥の袖ヶ浦公園などの広場の景観（77%）、①広域農道周辺に広がる田園風景（67%）、⑬東京湾の対岸や富士山などの眺望（66%）、⑭海浜公園など海を身近に感じられる景観（65%）等が満足度の高い景観となり、多くの方に利用される公園や広域的な地形の眺望、自然風景等が市民の満足する主な景観となっています。

○今後の重要度について



- 今後の景観づくりの重要な取組については、⑥袖ヶ浦公園などの広場の景観（76%）、⑧まちの顔となる駅周辺などの景観（75%）、⑭海浜公園など海を身近に感じられる景観（70%）⑬東京湾の対岸や富士山などの眺望（68%）が重要度の高い景観となり、公園や駅など、多くの人に利用される施設や自然風景等が、市民の重要な景観となっています。

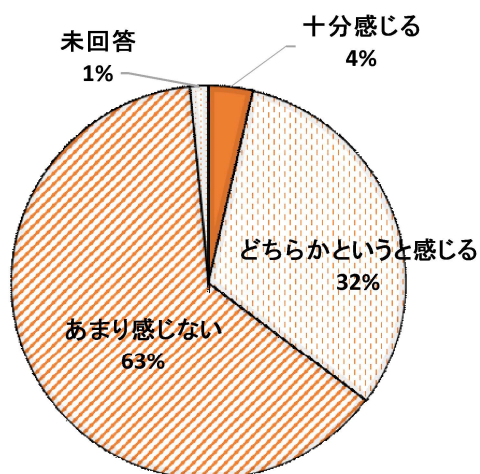
問2-3：景観計画策定から6年が経過しましたが、本市内における景観はどのように変化したと感じていますか。（1つだけ選択）



- 本市内における景観について、よくなっていると感じている方は46%となっています。
- 悪くなったと感じている方は、3%と少ない結果となっています。

問2-4：本市の景観について、どのように感じていますか。

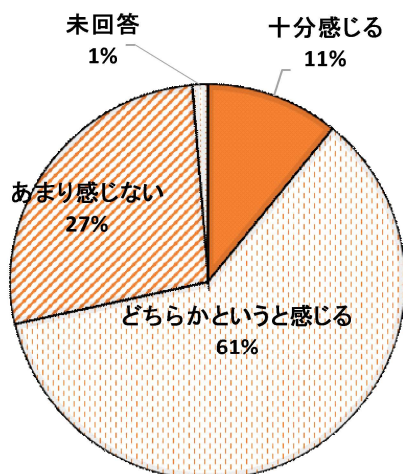
(1) にぎわいや楽しさを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	17	4%
どちらかというと感じる	148	32%
あまり感じない	297	63%
未回答	7	1%
合計（累計）	469	100

・本市の景観について、35%の方がにぎわいや楽しさを感じています。

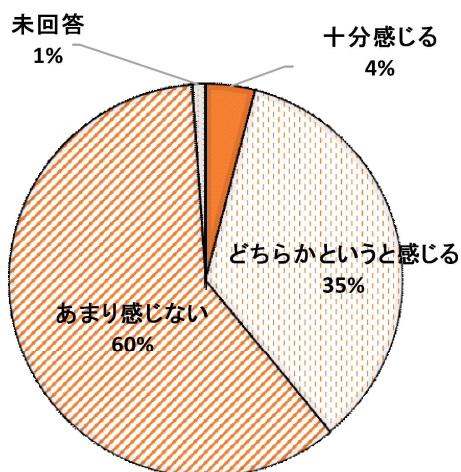
(2) 安らぎや居心地の良さを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	51	11%
どちらかというと感じる	285	61%
あまり感じない	127	27%
未回答	6	1%
合計（累計）	469	100

・72%の方が、安らぎや居心地の良さを感じており、住みやすい景観まちづくりが図られていることがわかります。

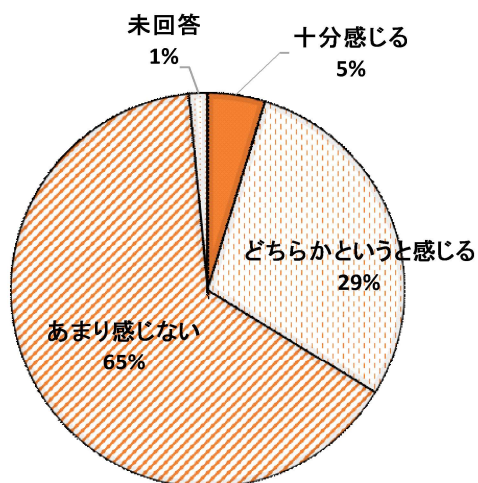
(3) 建物の高さや連続性など、街並みの景観が整っているように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	19	4%
どちらかというと感じる	165	35%
あまり感じない	280	60%
未回答	5	1%
合計（累計）	469	100

・39%の方が街並みの景観が整っているように感じている一方、60%の方はあまり感じていない結果となりました。

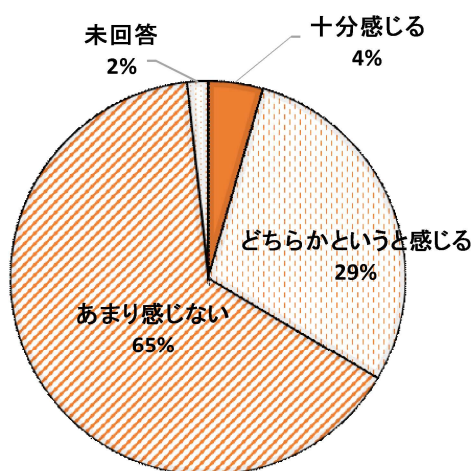
(4) 落ち着いた建物や看板が増えたように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	22	5%
どちらかというと感じる	136	29%
あまり感じない	304	65%
未回答	7	1%
合計（累計）	469	100

・34%の方が落ち着いた建物や看板が増えたように感じている一方、65%の方はあまり感じていないことが結果となりました。

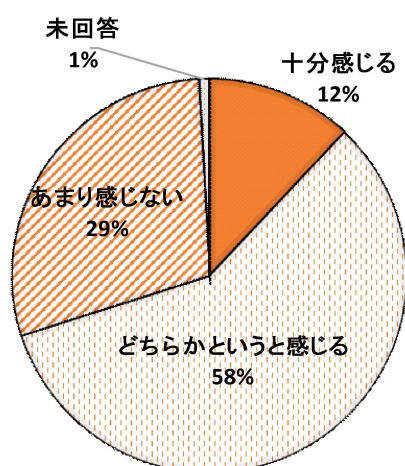
(5) 夜間照明等により落ち着きのある夜間景観を感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	21	4%
どちらかというと感じる	136	29%
あまり感じない	304	65%
未回答	8	2%
合計（累計）	469	100

・33%の方が落ち着きのある夜間照明を感じている一方、65%の方はあまり感じていない結果となりました。

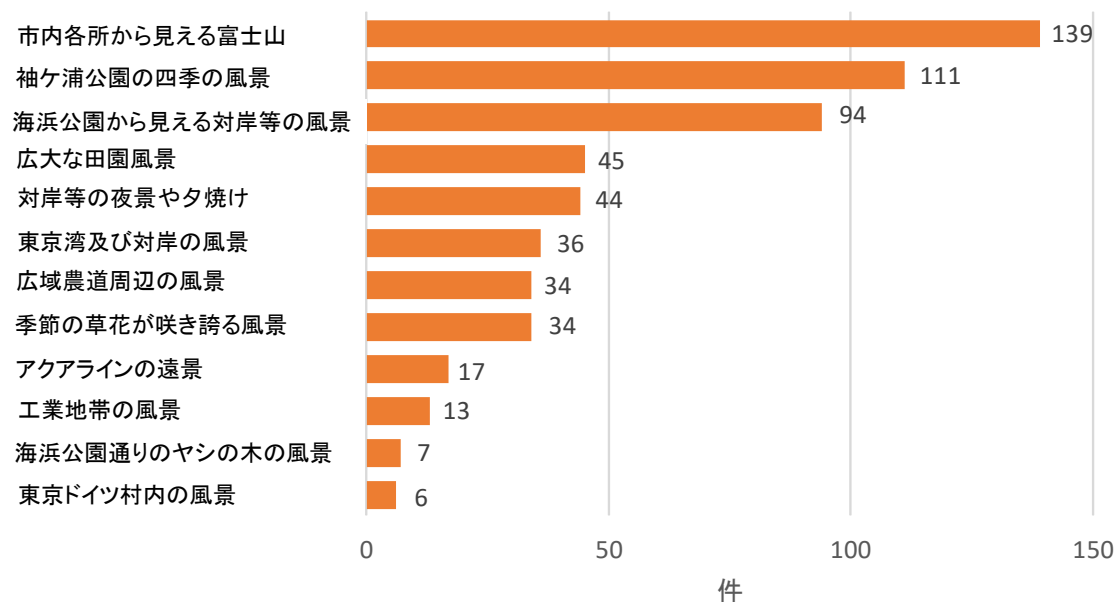
(6) 生垣や樹木等のみどりを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	56	12%
どちらかというと感じる	273	58%
あまり感じない	136	29%
未回答	4	1%
合計（累計）	469	100

・70%の方が、生垣や樹木等のみどりを感じています。

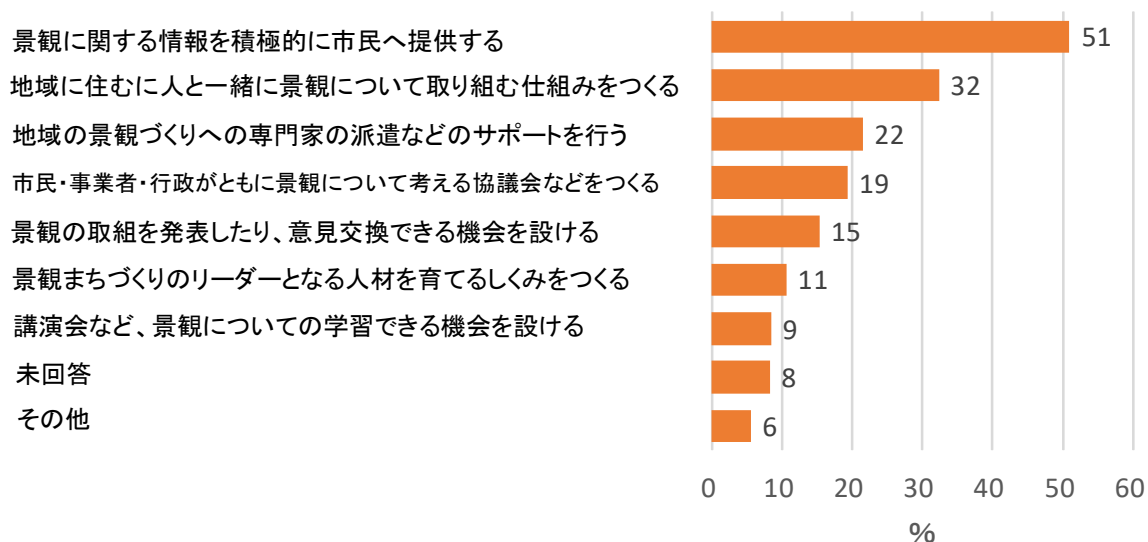
問2-5：あなたが好きな、または、おすすめする袖ヶ浦市の景観（景色、風景、人々の様子など）をお寄せください。



- ・市内各所から望める富士山について、139 紹介がありました。
- ・袖ヶ浦公園の四季の風景（111 件）、季節の草花の風景（34件）等、自然についての紹介が多くありました。
- ・また、海浜公園から見える対岸等の風景（94件）、広大な田園風景（45 件）、対岸等の夜景や夕焼け（44 件）、広域農道周辺の風景（34 件）等、広域的な地形の眺望もお薦めとなっています。
- ・なお、アクアラインの遠景や工業地帯、海浜公園とおりのヤシの木、東京ドイツ村に関する景観の紹介もありました。

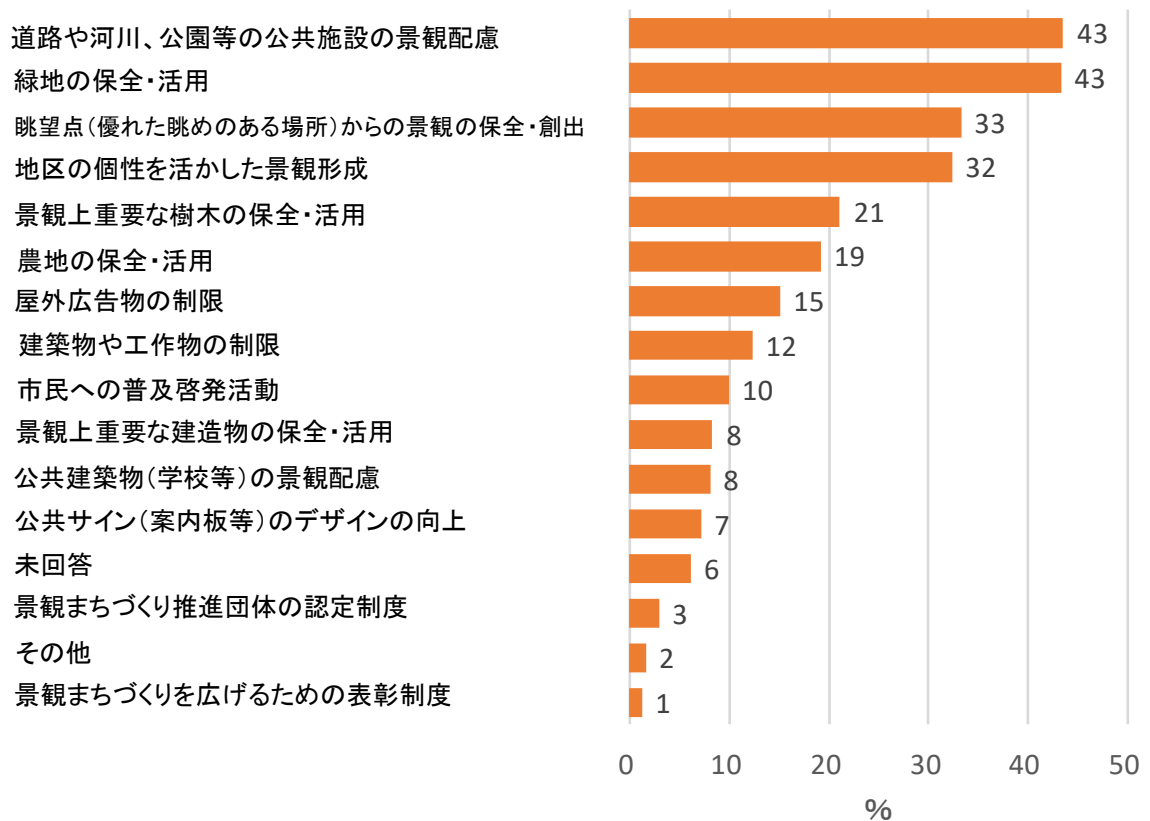
3 本市の今後の取組について（一般地区）

問3-1：市民が景観まちづくりを実践していくために、今後どのような支援策があったらいいと思いますか。（2つまで選択）



- ・支援策として、積極的な情報提供（51%）や一緒に取り組む仕組み（32%）が求められています。
- ・また、地域の景観づくりへの専門家の派遣などのサポート（22%）や市民・事業者・行政がともに景観を考える協議会等をつくる（19%）の支援策も求められており、景観づくりへの意欲が高まっています。

問3-2：良好な景観を形成していくため、今後どのような取り組みを強化するとよいと思いますか。（3つまで選択）



- 今後の取組の強化については、道路や河川、公園等の公共施設の景観配慮（43%）や緑地の保全・活用（43%）の強化が求められています。
- また、眺望点からの景観の保全・創出（33%）や地区の個性を活かした景観形成（32%）の強化が求められています。

問3-3：景観を良くするために、意見や提案（アイデア）がありましたら、お聴かせください。景観づくりについての自由な意見でもかまいません。（自由意見）

○一般地区

- ごみの不法投棄やポイ捨てが景観を損ねている。
- 道路や歩道、河川、調整池、空き地の雑草が目立ち、景観を損ねている。
- みどりや里山などの自然景観をこれからも保全してほしい。
- 空き家や空きビルが景観を損ねている。
- 電柱の地中化を図ってほしい。
- 今回のアンケート調査で、市の景観まちづくりを知った。市民への情報発信をもっと図るべき。
- 景観を良くするためには、市が行うだけではなく市民一体となって取組むことが欠かせないと思う。
- 景観を損ねないような取組が目立ちますが、美しいものを積極的に作っていくことも必要なのではないでしょうか。
- 大きな看板やギラギラした屋外広告物が設置されていて、景観を損ねている。

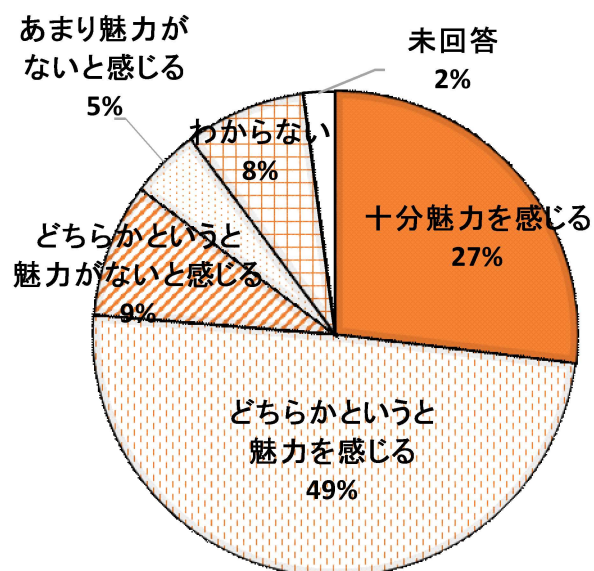
○袖ヶ浦駅海側地区

- 駅前の建築物について、色の制限がされており、統一感がありきれいな街並みを感じる。
- 道路や空き地の雑草が生い茂っているため、景観を損ねている。
- 電柱が多く、景観を損ねている。電柱の地中化を図ってほしい。
- 夜間照明は落ち着いていていいが、街灯が少ない。夜暗く危ないため、街灯を増やしてほしい。
- 空き缶やたばこのポイ捨て、カラスによるごみ集積所の散乱など景観を損ねている。ゴミステーションを統一して整備すると景観が良くなる。
- 街路樹等緑や花が少ない。道路や公園に緑を増やしてほしい。緑の風景が増えると居心地の良さが感じられる。
- 景観に配慮した色合いの店舗はとても良いが、個性のある建物が無い印象です。
- 一部の屋外広告物が目立ち、景観を損ねている。

などのご意見がありました。

4 袖ヶ浦駅海側地区の景観について（袖ヶ浦駅海側地区）

問4-1：景観形成推進地区に指定した袖ヶ浦駅海側地区の景観について、どのような印象をお持ちですか。（1 つだけ選択）

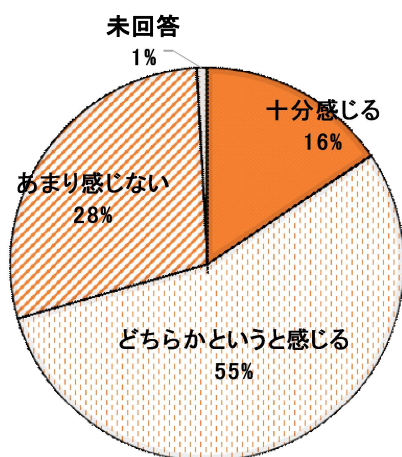


選択肢	回答数	割合
十分魅力を感じる	127	27%
どちらかという魅力を感じる	233	49%
どちらかという魅力がないと感じる	42	9%
あまり魅力がないと感じる	22	5%
わからない	38	8%
未回答	10	2%
合計	472	100%

- ・ 袖ヶ浦駅海側地区では、76%の方がご自身の住んでいる地区の景観に魅力を感じていることがわかります。

問4-2：袖ヶ浦駅海側地区の景観について、どのように感じていますか。

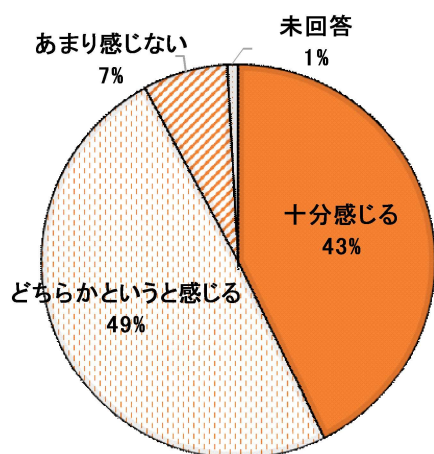
(1) 商業エリアではにぎわいや楽しさを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	74	16%
どちらかというを感じる	259	55%
あまり感じない	135	28%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・71%の方が、商業エリアのにぎわいや楽しさを感じています。

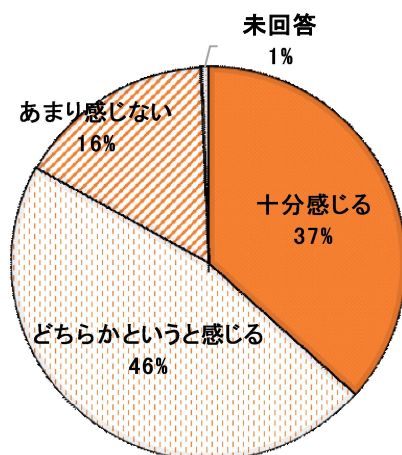
(2) 住宅エリアでは安らぎや居心地の良さを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	202	43%
どちらかというを感じる	233	49%
あまり感じない	33	7%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・92%の方が、安らぎや居心地の良さを感じており、住みやすい景観まちづくりが図られていることがわかります。

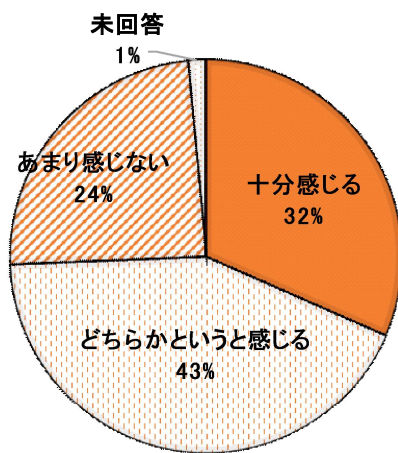
(3) 建物の高さや連続性など、街並みの景観が整っているように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	173	37%
どちらかというを感じる	219	46%
あまり感じない	77	16%
未回答	3	1%
合計（累計）	472	100

・83%の方が、街並みの景観が整っているように感じています。

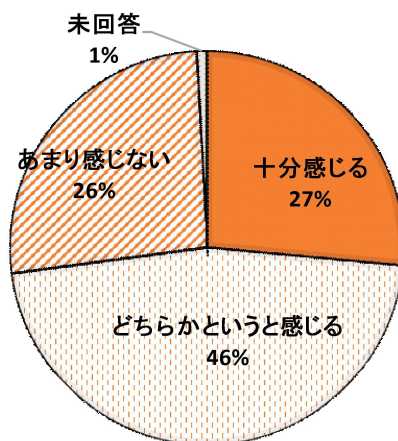
(4) 落ち着いた建物や看板が増えたように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	149	32%
どちらかというと感じる	202	43%
あまり感じない	114	24%
未回答	7	1%
合計（累計）	472	100

- ・75%の方が落ち着いた建物や看板が増えたように感じており、色彩基準の規制等により、良好な景観形成が図られていることがわかります。

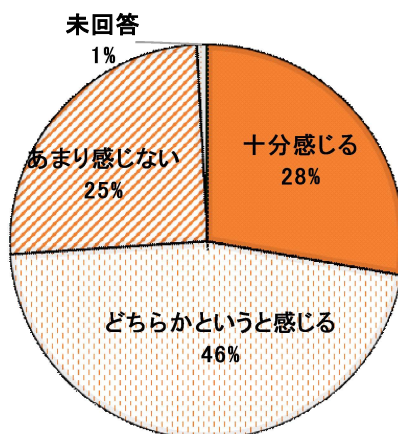
(5) 夜間照明等により落ち着いた夜の景観を感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	125	27%
どちらかというと感じる	219	46%
あまり感じない	124	26%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

- ・73%の方が落ち着いた夜の景観を感じており、周辺環境に配慮されたまちづくりに露出しすぎないように配慮されている。

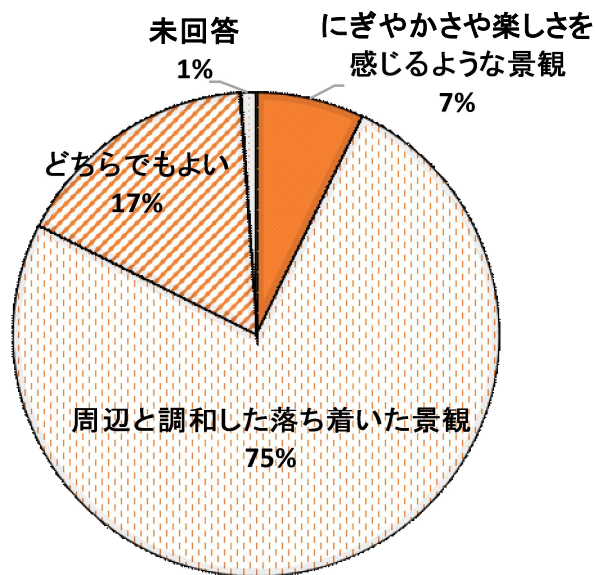
(6) 生垣や樹木等のみどりを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	131	28%
どちらかというと感じる	218	46%
あまり感じない	119	25%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

- ・みどりを感じる方が74%を占めており、袖ヶ浦駅海側地区において、緑化による景観形成が図られていることがわかります。

問4-3：袖ヶ浦駅海側地区では、商業施設や店舗などの外壁に企業ロゴなどの広告を設置する場合は、落ち着いた外観になるように景観形成を図っています。外壁に広告を設置する際の景観の魅力について、伺います。（複数選択）



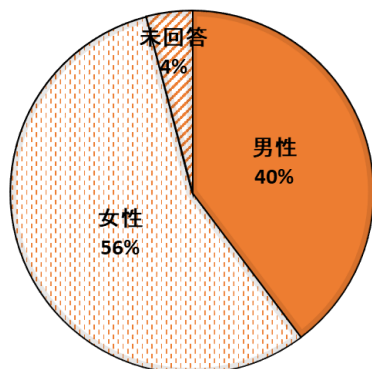
%

選択肢	回答数	割合
現状よりもにぎやかさや楽しさを感じるような景観に魅力を感じる十分感じる	34	7%
周辺と調和した落ち着いた景観に魅力を感じる	355	75%
どちらでもよい	78	17%
未回答	5	1%
合計（累計）	472	100

- 企業ロゴなどの広告を設置する際の景観については、75%の方が、周辺と調和した落ち着いた景観に魅力を感じています。
現在の袖ヶ浦駅海側地区における景観まちづくりが、市民に親しまれていることがわかります。

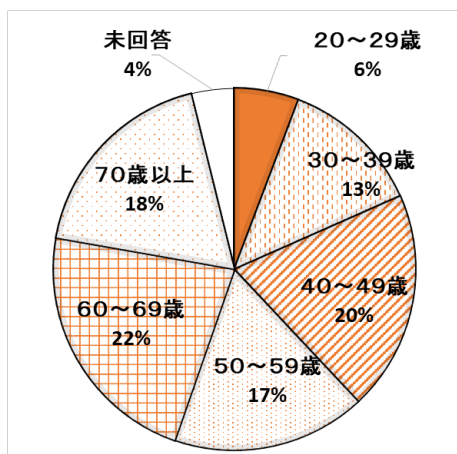
5 属性（一般地区）

F1: 性別



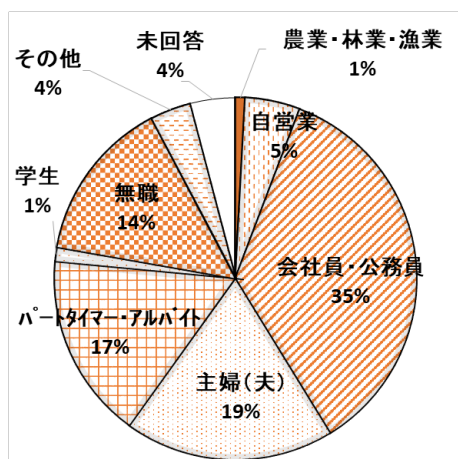
男 性 186人 (40%)
 女 性 264人 (56%)
 未回答 19人 (4%)

F2: 年齢



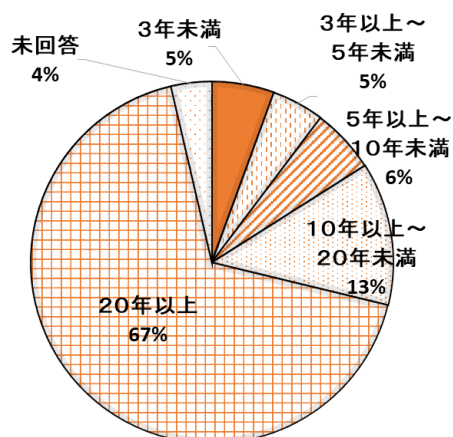
20～29歳 27人 (6%)
 30～39歳 59人 (13%)
 40～49歳 93人 (20%)
 50～59歳 81人 (17%)
 60～69歳 105人 (22%)
 70歳以上 86人 (18%)
 未回答 18人 (4%)

F3: 職業



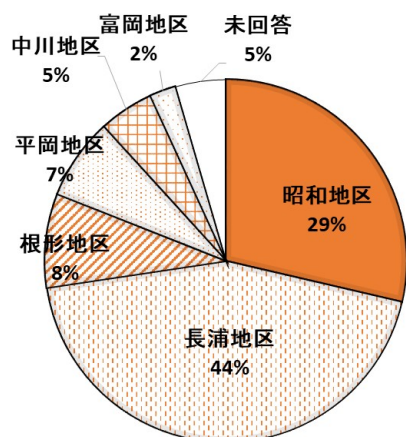
農業・林業・漁業 4人 (1%)
 自営業 23人 (5%)
 会社員・公務員 166人 (35%)
 主婦(夫) 88人 (19%)
 パートタイマー・アルバイト 79人 (17%)
 学生 6人 (1%)
 無職 68人 (14%)
 その他 17人 (4%)
 未回答 19人 (4%)

F4: 袖ヶ浦市に何年くらいお住まいですか。



3年未満	26人 (5%)
3年以上～5年未満	22人 (5%)
5年以上～10年未満	27人 (6%)
10年以上～20年未満	60人 (13%)
20年以上	317人 (67%)
未回答	17人 (4%)

F5: 現在のお住まいのエリア。



昭和地区	135人 (29%)
長浦地区	206人 (44%)
根形地区	39人 (8%)
平岡地区	34人 (7%)
中川地区	23人 (5%)
富岡地区	11人 (2%)
未回答	21人 (5%)

○回答者は高齢者や現役世代の幅広い世代の方からの回答となっています。

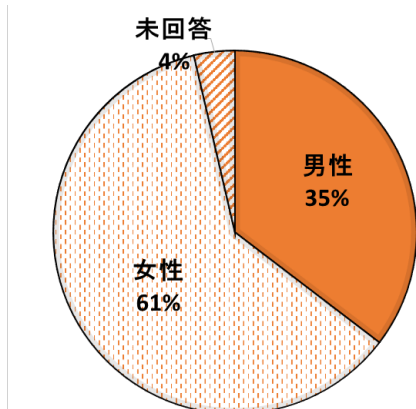
- ・60歳以上の回答者が40%と多く占めています。60歳以下の回答者が56%となっています。

○長年にわたり袖ヶ浦市に居住している方が多く回答しています。

- ・袖ヶ浦市に20年以上住んでいる方(68%)

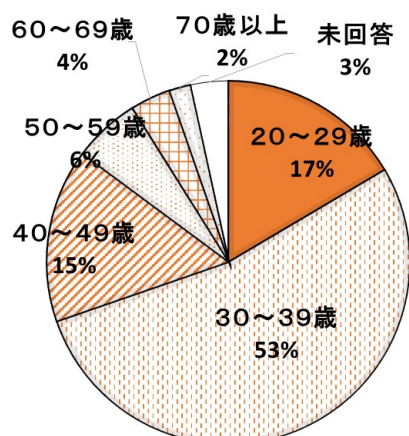
6 属性（袖ヶ浦駅海側地区）

F1: 性別



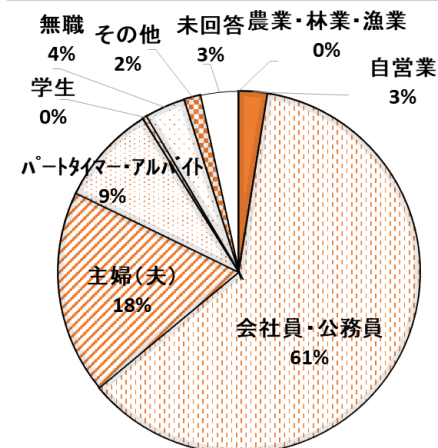
男 性 167人 (35%)
 女 性 288人 (61%)
 未回答 17人 (4%)

F2: 年齢



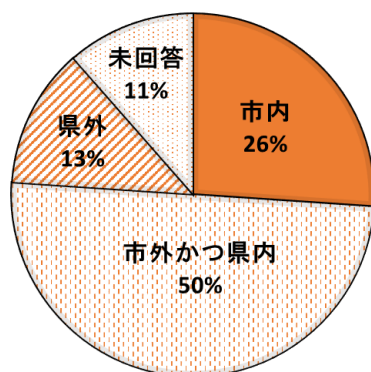
20~29歳 78人 (17%)
 30~39歳 251人 (53%)
 40~49歳 73人 (15%)
 50~59歳 28人 (6%)
 60~69歳 17人 (4%)
 70歳以上 9人 (2%)
 未回答 16人 (3%)

F3: 職業



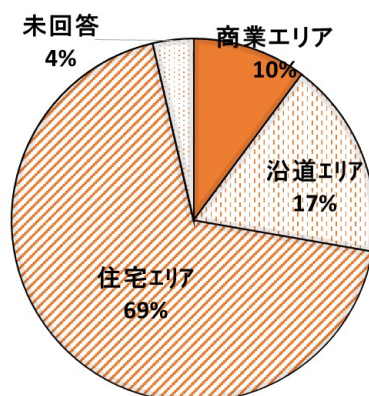
農業・林業・漁場 0人 (0%)
 自営業 12人 (3%)
 会社員・公務員 290人 (61%)
 主婦(夫) 86人 (18%)
 パートタイマー・アルバイト 42人 (9%)
 学生 2人 (0%)
 無職 17人 (4%)
 その他 7人 (2%)
 未回答 16人 (3%)

F4: 通勤や通学等で移動するエリア



市内	123人（26%）
市外かつ県内	236人（50%）
県外	59人（13%）
未回答	54人（11%）

F5: 現在のお住まいのエリア



商業エリア	48人（10%）
沿道エリア	83人（17%）
住宅エリア	324人（69%）
未回答	17人（4%）

○現役世代や子育て世代の方から多くの回答をいただきました。

- ・20歳から59歳の回答者が91%で、そのうち30歳から39歳の回答者が53%となっています。
- ・また、会社員・公務員（61%）や住宅エリアにお住まいの方（69%）が多く回答しています。

景観まちづくりに関する事業者アンケート結果（令和2年11月）

1 実施概要

（１）調査目的

本市は、景観まちづくりを積極的に進めるため、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年12月に景観法第8条に基づく法定計画「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定しました。

この度、景観計画の策定から6年が経過し、様々な取組が実施されていることから、市内事業者の景観に対する意識や景観に関するルールに対する意見等を伺い、今後の景観行政の基礎資料にするための目的に実施したものです。

（２）対象者

市内事業者63社（袖ヶ浦工場連絡会59社、袖ヶ浦駅海側地区4社）

（３）調査方法

Eメール等による配布・回収

（４）調査期間

令和2年10月29日～11月20日

（５）回収結果

34.9%（22社）

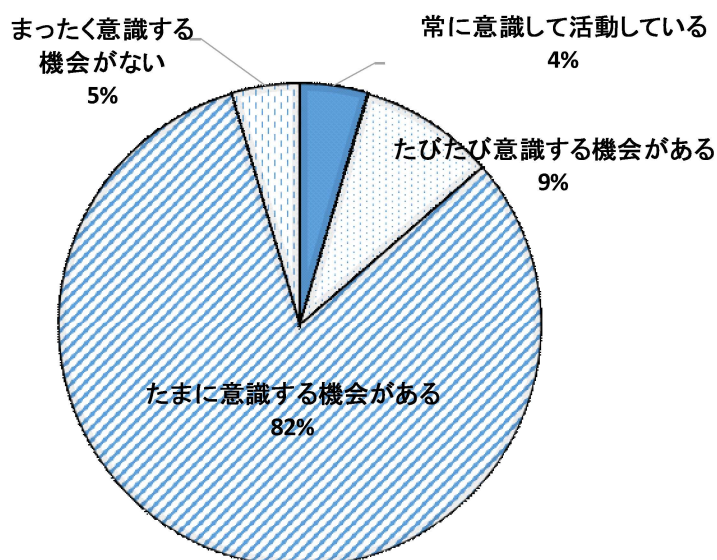
（６）注意事項

複数(マルチ)選択回答の設問で選択肢ごとの回答率(%)を算出する場合は、回答数(回収数)を全体数(母数)として算出しているため、合計値が100%を超える。

2 調査結果

1 景観まちづくりの意識と取り組みについて

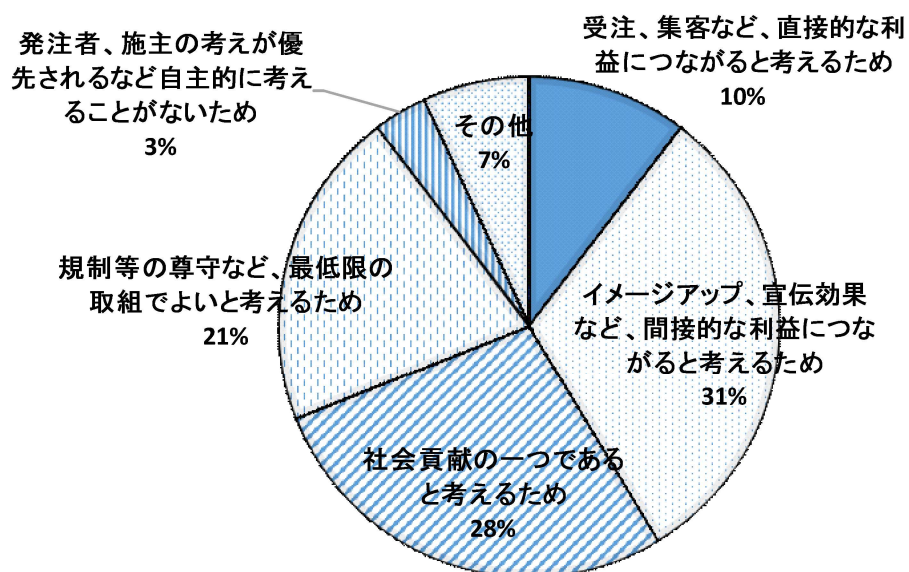
問1-1：日々の事業活動において、景観（街並みや自然等）をどのくらい意識する機会がありますか。次の中から1つ選んで、番号に○印をつけてください。



選択肢	回答数	割合
常に意識をして活動を行っている	1	4%
たびたび意識する機会がある	2	9%
たまに意識する機会がある	18	82%
まったく意識する機会がない	1	5%
合計	22	100%

- ・95%の事業者が日々の事業活動において景観を意識していることがわかります。

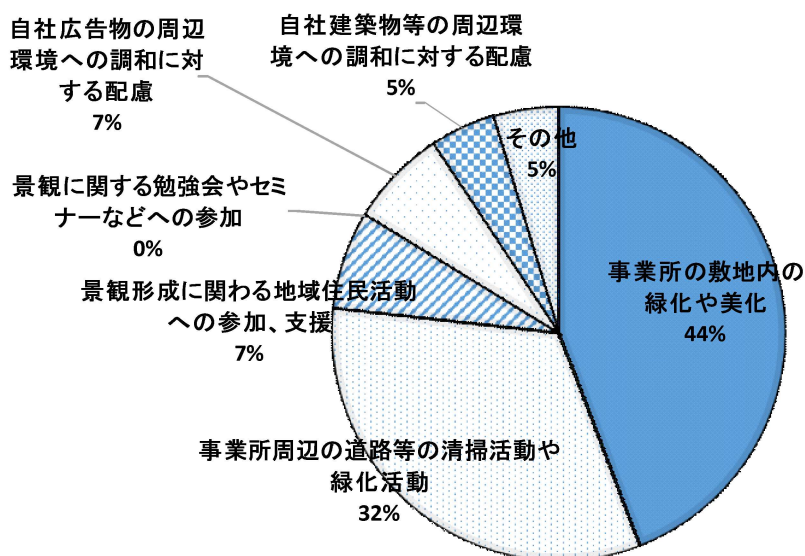
問 1-2：問 1-1 のようにお答えになったのはなぜですか。その理由として、次の中からあてはまる番号にすべて○印をつけてください。



選択肢	回答数	割合
イメージアップ、宣伝効果など、間接的な利益につながるため	9	31%
社会貢献の一つであるため	8	28%
規制等の遵守など、最低限の取組でよいと考えるため	6	21%
受注、集客など、直接的な利益につながるため	3	10%
発注者、施主の考えが優先されるなど、自主的に考えることがないため	1	3%
その他	2	7%
合計	29	100%

- ・景観を意識する理由としては、イメージアップ・宣伝効果などの間接的な利益や社会貢献を理由としている事業者が59%を占めています。

問 1-3：貴事業者では、事業所周辺の景観（環境）をよくするために、何か工夫をされていますか。次の中からあてはまる番号にすべて〇印をつけてください。

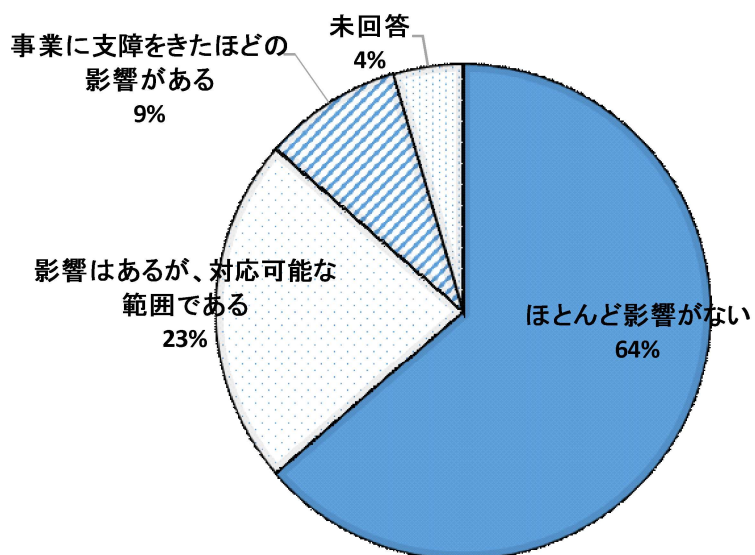


選択肢	回答数	割合
事業所の敷地内の緑化や美化	19	44%
事業所周辺の道路等の清掃活動や緑化活動	14	32%
景観形成に関わる地域住民活動への参加、支援	3	7%
自社広告物の周辺景観への調和に対する配慮	3	7%
自社建築物等の周辺景観への調和に対する配慮	2	5%
景観に関する勉強会やセミナーなどへの参加	0	0%
その他	2	5%
合計	43	100%

- 事業所周辺の景観（環境）をよくするための工夫としては、「事業者の敷地内の緑化や美化」や、「事業所周辺の道路等の清掃活動や緑化活動」の回答数が多く、76%を占めています。

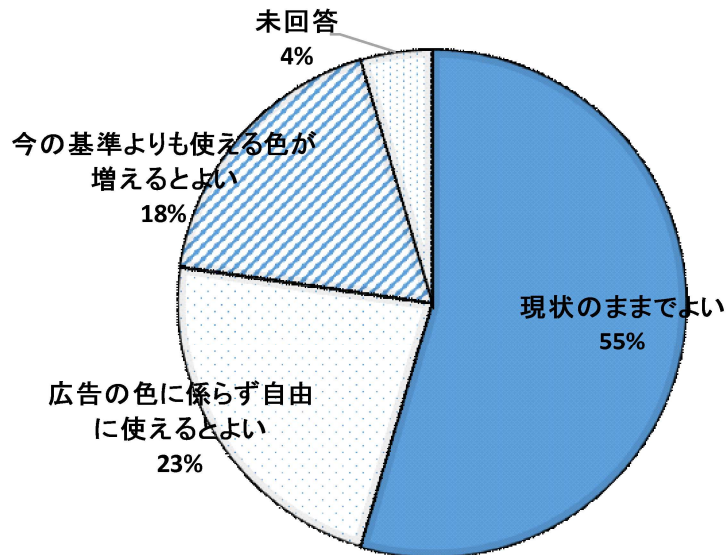
2 景観に関するルールについて

問2-1：本市では、景観に関する取り組みとして、広告物や建築物等の色や大きさ、高さなどに関するルールを定めていますが、貴事業者の活動にどの程度影響があるとお考えですか。次の中から 1つ選んで番号に○印をつけてください。



- 本市における広告物や建築物等の色や大きさ、高さなどに関するルールの影響については、64%の事業者が「ほとんど影響がない」、23%の事業者は「影響はあるが対応可能な範囲」と回答している一方、多くの事業者が本市の景観形成基準に対応している結果となっています9%の事業者が、「事業に支障をきたすほどの影響がある」と回答しています。

問2-2：店舗などの建築物に社章（企業ロゴ）などの広告を設置する場合は、落ち着いた外観になるように景観形成を図っています。社章（企業ロゴ）などの広告を設置する基準について、本市の良好な景観形成を踏まえて、次の中からあてはまる番号を1つ選んで、番号に○印をつけてください。

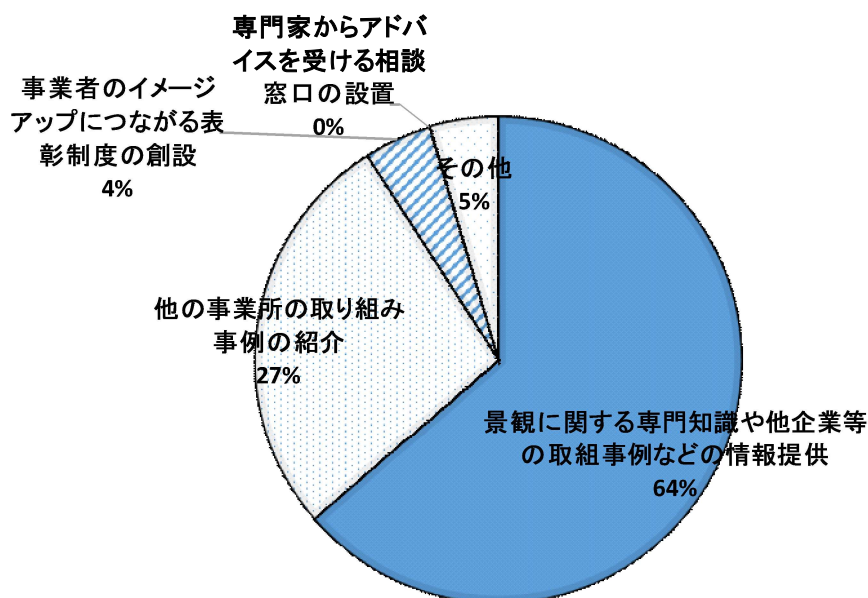


選択肢	回答数	割合
現状の基準のままでよい	12	55%
広告に使用する色は、広告の大きさににかかわらず自由に使えるとよい	5	23%
広告に使用する色は、広告の大きさを制限し、自由に使えるとよい	4	18%
未回答	1	4%
合計	22	100%

- ・店舗などの建築物に社章（企業ロゴ）などの広告を設置する際の色の基準については、55%の事業者が「現状の基準のままでよい」と回答しています。なお、23%の事業者は「広告の大きさににかかわらず自由に使えるとよい」、18%の事業者は「広告の大きさを制限し、自由に使えるとよい」と回答しており、4割の事業者は自由に使える方がいいと回答しています。

3 今後の景観まちづくりについて

問3-1：今後、貴事業所が地域の景観の向上に対して、一層取り組みを活発にするためには、行政としてどのような施策が有効とお考えですか。次の中から1つ選んで、番号に○印をつけてください。



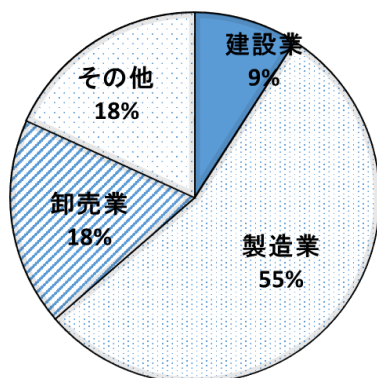
- ・ 64%の事業者が「景観に関する専門知識や他企業等の取組事例などの情報提供」、27%の事業者が「取組事例の紹介」と回答しており、多くの事業者が景観知識の情報提供を必要としています。

問3-2：市の景観を良くするために、意見や提案（アイデア）がありましたら、お聴かせください。景観づくりについての自由な意見でもかまいません。

- 歩道が、雑草で荒れ放題。排水不良で広範囲な水たまりができて、車道1車線が通行不能になるなど、誰が見てもよくない現状が改善されません。
- 工場地帯に関しては、広告の色・大きさの基準は不要ではないでしょうか。
- 電柱の埋設化。コストはかかるが景観や災害時の復旧には有効。
- 歩道等の雑草は多く、通学者の見通しが悪い。定期的な清掃を希望します。
- アクラライン経由での県外からの往来等を考慮し、幹線道路等の緑地の整備（のびっぱなしにしない、季節を感じられる植栽等）をしていくのも有効と思います。
- 街路灯を見直し、夜間真っ暗になってしまうエリアを極力少なく、また夜間（インスタ映え？）としても良い具合に出来るといいかもしれません。景観という観点ではデザイン性のある街路灯の導入等。

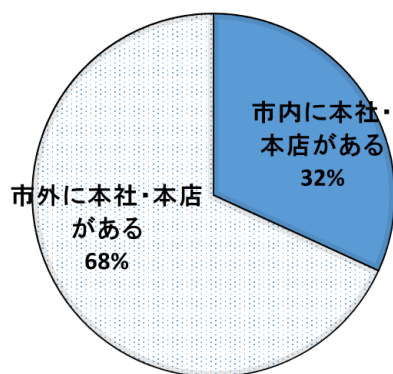
4 属性

F1: 事業者の業種



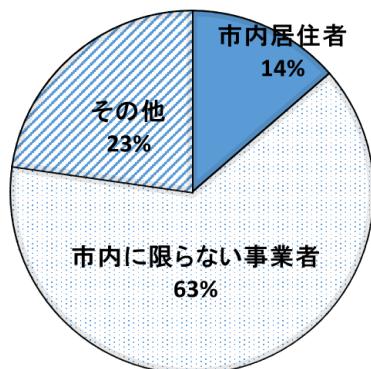
建設業	2社（ 9%）
製造業	12社（55%）
卸売業	4社（18%）
その他	4社（18%）

F2: 本社・本店の位置



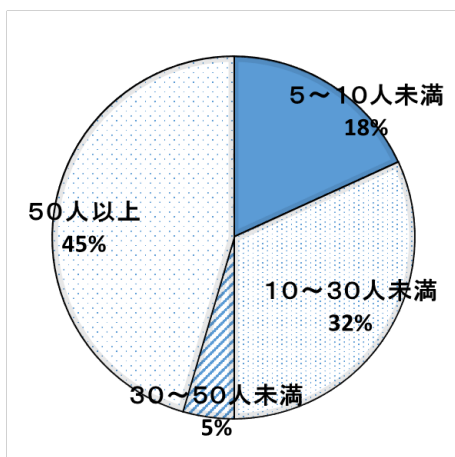
市内に本社・本店がある	7社（32%）
市外に本社・本店がある	15社（68%）

F3: 主な顧客層



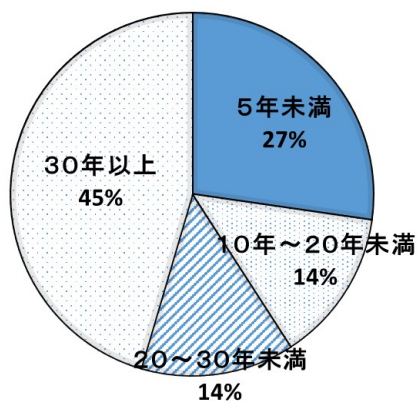
市内居住者	3社（14%）
市内に限らない事業者	14社（63%）
その他	5社（23%）

F4: 事業者の従業員数。



5～10人未満	4社（18%）
10～30人未満	7社（32%）
30～50人未満	1社（5%）
50人以上	10社（45%）

F5: 本市における営業年数



5年未満	6社（27%）
10年～20年未満	3社（14%）
20年～30年未満	3社（14%）
30年以上	10社（45%）